

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 平成29年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○林委員

おはようございます。私、6月に教育委員会の委員会のときに、小中学校の安全教育についていろいろとお尋ねし、またお願いをしまいましたが、その後、お伺いしたいことがございまして、というのは、本日は夏休み明けの長期休暇明け、児童生徒のことでお伺いしたいと思うわけでございますけど、長期休暇明けには、児童生徒とも生活のリズムの変化等に伴う登校意欲の低下や他県ではいじめの起因する不登校、自殺者が発生するなど、痛ましい事案も行っております。当所管におかれましては、長期休暇明けに児童生徒に対しまして、どのようなアプローチといたしまししょうか、どのようなお取り組みをとっていらっしゃいますか。お伺いしたいと思います。

○和田学校教育課長

長期休業明けの児童生徒への対応についてですけれども、お示しのとおり、18歳以下の自殺につきましては、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けに急増する傾向が全国的にございます。

本市におきましては、病気による欠席も含めて、1カ月30日以上欠席した長期欠席者について、過去3年の記録から月別に比較しますと、小中学校ともに6月、9月、1月、2月に増加傾向が見られます。そこで、特に、夏期休業前に「児童生徒の自殺予防に係る取り組みについて」という文書を各学校に配布し、周知を行い、自殺予防についての体制の強化、具体的な取り組みについて周知を行っております。

また、本市では、2学期制の導入以来、学びの連続性の観点から、休業中にサマースクール等の取り組みを進めたり、また、中学校においては部活動、体育祭等の準備を行ったり、この40日間という長期休業を空白にしない取り組みを進めてきております。

特に、8月下旬には配慮が必要な児童生徒だけにとどまらず、学校において活動中の

児童生徒の様子を観察したり、登校していない児童生徒については、電話連絡や家庭訪問を行ったりするなど、人間関係の変化等も見逃さないように状況把握に努めております。

また、個々のケースに応じて、山口総合教育支援センターの子どもと親のサポートセンターや県教委担当部局等関係機関と連携を図り、情報の共有や対応を進めております。

このように、長期休業中と学校での生活のギャップが小さくなるよう取組みを進めておりますけれども、今後も、個に応じたきめ細かな支援を行うように学校としっかり連携を図っていきたいと考えております。

○林委員

ありがとうございます。いろんなお取組みをされていること、つぶさにお聞きいたしました。

よく9月1日が児童生徒の自殺が一番多いということテレビとかいろんな紙面でもお聞きしているわけですが、夏休み中の心の変化を知ることがとても困難であると思いますが、今、サマースクールとか、部活、いろんな形で、いろんな問題に空白にしないようなというお取組みをされていること、とてもうれしく思うわけですが、そう言いながらも、なかなか隅々まで行き渡らない部分があると思いますけれど、学校でもそういう教育委員会でもいろんな形で取組んでいらっしゃるけれども、体制といたしましては、児童生徒が一人で悩まない体制づくりもとても難しいやに思いますし、大きくその問題にならないためにも、どのようなお取組みが必要かなと思ったりするわけなんです。カウンセラーとか、指導員とか、いろいろいろんな連携をとっていらっしゃると思うんですけど、私ども大人も、身近な大人がどのような体制というか、取り組んでいけばよいのかなと苦慮している状況でございますが、その点で何かございましたら。

○和田学校教育課長

委員お示しのとおり、保護者、地域、学校が連携していくということを申しまして、なかなか難しい点もございます。

ただ、本市におきましては、福祉部局、特に子ども家庭課と学校教育課との連携は大変密に行われていると認識しております。学校教育課の担当指導主事と子ども家庭課の子育て支援の担当者が頻繁に電話連絡等で情報共有し合い、そして、早い段階で関係機関を集めたケース会議を行っております。これに伴いまして、重篤な事案に行く前にどのような手を差し伸べればいいのか、特に、その家庭に対してどのような支援ができるのかというあたりを総合的に考え、取り組もうとする体制はできていると考えております。

今後も、とにかく情報を共有するということ、そして情報をいろんな方々から得ること、これを重視していくことが重要であると思います。学校におきましては、コミュニティ・スクールも大変、光市は進んでおります。地域の方々からの声も真摯に受けとめて、一人一人の子供を守るための体制を今後も強化してまいりたいと考えております。

○林委員

ありがとうございました。いろんな考え方、いろんな手を使って情報を共有しながらケース会議とかいろんな対応がなされているところと知りました。

生徒の状況というんですか、直近のこの二、三年で、例えば、いじめとか、そういう、それが自殺の要因になったりするのかなど、私は思ったりするわけなんですけれど、光市では、どういう状況でございましょうか。

○和田学校教育課長

毎年、児童生徒の問題行動等の諸問題に関する調査を行っておりまして、平成28年度の結果が現時点では10月末に公表されるので、今お示しできるのは27年の結果になりますが、光市では、平成27年度いじめの認知件数、小学校では30件、中学校では15件となっております。これは、26年度の22件、11件から比べますと増加しておりますが、これは、やはり学校の認知に対する姿勢の変化により、より感度の高い認知を行った結果だと考えております。

ただ、この30件、15件につきましても、適切な対応を各学校、保護者、地域と連携して行っておりますので、大きな事案にはつながっていないという状況でございます。

○林委員

ありがとうございました。この前ちょっと、9月14日でしょうか、児童虐待についてというので、教育委員会と、これは、婦人会ですかね、そういうのでございましたけど、児童虐待防止法ということで、いろいろと出ておりましたけど、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心的虐待等々が示されておりましたけれど、これは、山口県全体の事案の件数でありますので、ちょっと大きくなっております。

そういう部分では、光市で30件、15件という、こういう認知度もしっかりと先生方が子供たちを、児童たち、生徒たちをしっかりと見守った中で大きな事案にならなかったという点では、喜ばしいことであります。

ここにちょっと出ている中で、これはもう一昨年でしょうか、自殺したお子さんなんかは、やはり、いわゆるいじめといっても、殴られたとか、例えば、体操着を隠されたとか、いろんな、部活でいじめられたとか、そういう、万引きをさせられたとかいう、そういう事案が積み重なって自殺につながったということが出ておりましたんですけれど、そういうことはよそのことじゃなくて、私たち光市の問題としてやはり取組んでいかなきゃいけないなというふうに痛切に感じるわけでございますけれど、登校意欲の低下した児童生徒等の対応ということで、やはりいわゆる登校意欲をなくしたということは、お勉強が、欠席したりするとかついていられないというので、いろんな今の違うほうに、学校行くよりも違うほうに行くほうが、だから、そういうことが、万引きのほうに友達から誘われるということになったりすると思うんですけど、これも専門性の高い先生方が連携をいたしまして、例えば、これは私の勝手な考え方ですけど、「SOSダイヤル光」とでも申しませうか、そういうこう、例えば、フリーダイヤルで山口県の総合教育支援センターのように、あそこまでじゃなくて、光で相談ができるよというふう

な体制で、フリーダイヤルで24時間対応ができればなど、私は考えている状況です。思っておりますけど、これは、専門性が高く、御相談ができる方でないといけないかわかりませんが、自殺に追い込まれないような形をとるには、第一に相談できる場所が必要かなと、私は思っておりますので、これも一つの策ではないかなと、これは大きな問題になりますけれど、大きな問題を小さくとどめていただきたいなという気持ちで御提案いたしました。ありがとうございました。

○森重委員

1点お伺いいたします。ちょっと市民相談のほうで入っている問題ですので、ちょっと実態をお聞きいたしまして、報告したいと思えます。

学校給食の食べ残しの実態ですけど、かつて何回かいろいろ議会のほうでも取り上げられた経緯はあると思えますけども、現在、給食センターも新しくなしまして、おいしい食事をとということで努力もされておりますけども、この食べ残しの今の、現在の実態とその対応といいますか、その対策についてちょっとお聞きをしたいと思えます。

まず、小中学校で、全体でどのぐらいのこの食べ残し、残飯ですか、があるのか。そしてまた、これは学校の格差みたいなものがあるのかどうか。また、その格差が体力づくり等云々に比例しているような、そういうふうな数値といいますか、ちょっとこう、そういうふうな感覚があるというか、そういうものがあれば、またお示ししたいと思えます。

それと、最終的には、その処理に関する費用と、それから年々どういふふうにな数値が出ているか、その残飯の取り扱い、処理は最終的に、これはどのような方法でされているのか、こういうことをちょっと全体的にお聞きできたらと思えます。お願いいたします。

○清水学校給食センター所長

学校給食の残食についての御質問と思えます。

学校給食では、煮る、焼く、あえるなどの異なる調理法を駆使しながら、栄養バランスを考慮して、児童生徒の心身の発育に寄与するとともに、生きた教材として提供することで食育の推進を図っているところです。

先ほど委員さんおっしゃられたように、光市の給食はおいしいという評価をいただいている一方、非常に残念ではありますけれども、残食があるのも事実でございます。

新センター稼働後の直近2年、これの主食を除いたもの、いわゆるおかずでの比較となりますけれども、残食率といたしまして平成27年度が6%、28年度が4.9%となっており、残食につきましては減ってきている傾向にございます。

残食に関しましては傾向があり、やはり野菜が多いもの、和風の汁物や煮物などが残食率が高いという傾向が見られております。こういった傾向をデータとして蓄積するとともに、安易に児童生徒の好みのもへのシフトはしないまでも、味つけの工夫や食材の変更など、可能な対応により、本来持つ給食のあり方を基本として残食を減らしていくよう努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げたような工夫等に加え、栄養士、栄養教諭、調理員が給食時間に学校に出向き、指導を行う巡回指導の中で、児童生徒の配膳や食事の様子を見ながら、食の大切さ、栄養のバランス、マナーなどについての指導や給食時間に流す校内放送で食材等の紹介をするなど、給食食材に興味を持つことで、給食にかかわる全ての人への感謝の気持ちを醸成する機運を高めることで、残食を少しでも減らすよう努めてまいりたいと考えております。

あと、御質問にありましたように、残飯、残食の処理につきましては、可燃ごみとしての処理をしております。

○森重委員

可燃ごみの処理としては、これは費用として、数字では出ないわけですね。

○清水学校給食センター所長

大変申しわけございませんが、費用としては持っておりません。

○森重委員

わかりました。残食率は少し、27年度と28年度は減ってきているということで、いろいろ、栄養士さん初め、努力をしている、食育をしているということなんですけども、これが各学校でのこの給食の残食といいますか、食べ残しに対する、熱心にそれを推進しているところと、その辺の格差はどうなんでしょう、現場としては。

○和田学校教育課長

食育に関する学校の格差という御質問ですが、これについて、それぞれの学校の取り組みの全てを確認してはおりませんけれども、全ての学校で食に関する指導は行っています。例えば、食べ物を大切に、生産者、自然への感謝の気持ちを持って食べることができるような指導は全ての学校で行っておりますし、また、給食の食べ残しの量を減少させるような取り組みについても行っております。

給食の配膳のとき、まず、皆が同じ量を食べるように配膳します。そして、その後、食べ始める前に量が多い児童生徒は、自分が食べられるように調整します。まだ自分は食べられるという児童生徒は、後でおかわりをするというような、給食の流れをつくっておりますので、食の細い子もおれば、太い子も、さまざまな児童生徒がおりますので、個々に応じて自分自身で判断できるという工夫もしておりますし、また教員の立場から申しますと、個別に配慮できる給食の流れを行っております。

また、給食残りゼロとか、給食が完食できるクラスというような学級目標、または委員会の目標をつくって、給食委員会が給食の配膳時間とか、給食中に呼びかけたりするなど、学校全体でその食の大切さ、そして感謝する気持ちというのを育むように努めているという状況でございます。

○森重委員

ありがとうございました。今言われました、配膳の、基本的には、みんな基本となるものを食べて、そして量が多い人は自分が調整をすると、そしてもっと体力的にもいろいろありますでしょうから、もっと食べれる人はおかわりをすると、ちょっとこういうふうな声が入りましたもんですから、こういうふうな工夫をやっぱりしっかりされているところは、やはり食に対して、給食に対しての対応がいいといいますか、そのあたりを全校的にもちょっと広めるべきではないかというふうな声も入りましたので、ちょっと今、紹介いたしましたんですけども、これが給食だけが体力に正比例するとかということはないと思いますけども、反比例か正比例かわかりませんが、家庭での食事もありますし、最近のいろいろ、食も、まあ、ファーストフードとかいろいろなものに偏りまして、やっぱり子供のやはりその体力といいますか、そういうものも危惧されている昨今ですので、給食ですね、せめて1日のうちに給食をしっかり食べるというふうな方向で、今のような配膳のいろいろな工夫なんかも、ぜひ市内でしっかりこれを、よきものは取り入れていくという姿勢で、そういう御要望もございましたので、一応、委員会のほうで要望と提言をさせていただきます。

以上です。

○中本委員

質問させていただきます。

今年度、第2回のサンセットビーチラン、7月15日にすばらしい自然海岸のもとで駆け抜けるランニングイベントが開催をされました。2回目になりますので、前年度の参加者と今年度の参加者はどうだったのか。

それから、すごい暑い中での競技でありますので、過酷さをたっぷり味わえると、まさにそうだというふうに思いますが、今後、長くやっていくために、例えば、2回目をやって次はどういう形でどういう部門をふやしたらいい、そういうことも検討されたかどうか、ちょっとお聞きをいたします。

○村崎体育課長

おはようございます。失礼します。お尋ねいただきました、サンセットビーチラン、今年度、2回目をさせていただきました。中本委員さんには応援もいただきまして、まことにありがとうございました。

参加者ですが、まず、昨年が個人の部のみで101名でした。これと別にオープン参加で武田薬品の陸上部の方も参加、8名参加いただきました。今年度は、新たに団体の部をつくりまして、男子8組、混成3組、これは男女2人ずつですが、それと女子1組の参加をいただきました。

個人の部は、男子2km、男子4km、女子2kmで行いまして、トータルで45名の参加をいただいたわけですが、昨年と個人の部では約半分になりました。しかしながら、団体の部では、募集人員よりは若干少なかったんですが、大変大会的には盛り上がりまして、女子の1組では、全員が仮装して走っていただくなど、それなりに盛り上がった大会でございましたし、天気も大変よろしかったので、そういった点では、暑さは確かにござ

いましたが、参加者の皆さんには、大変、楽しむといえますか、頑張っていただけなのだと思います。

今年は、昨年より若干時間をおくらせてスタートしたわけですが、やはりおっしゃっていただきましたように、過酷なレースというのには変わりなくて、昨年と同じような人数であったというふうに思っております。今後も続けていくつもりではありますので、今、御紹介いただきましたように、ファミリーの部、それから小中学生、子供さんも走れるような大会にも変えていけたらなという思いは、反省会の後、出ております。また、この開始の時期も含めまして、そういった参加者の増加にも何とかかなえられるような形で、今後、検討していけたらと思います。

いずれにしても、参加していただいた皆様には、アンケートでは、「大変きつかったけど楽しかった」とか、「やはり虹ヶ浜の海岸はきれいだった」というような御意見をいただいておりますので、何とかもっともっと参加者がふえていけるような形にしていけたらと思っております。

○中本委員

西日本屈指の自然の海水浴場でやられるイベントであります。全国的にビーチランというのは、何か盛んにやっているようであります。新潟あるいは京都、神奈川県とか、いろんな種目を交えてやっているという状況であります。

先ほど申し上げました、あるいは回答いただきましたように、中学生以上を含めての検討あるいはキッズ、それから親子で走るファミリーとか、いろんな趣向で全国的にやっているようであります。非常に暑い中で限界にチャレンジするというランでありますので、そのことも含めながら、我々は過酷さはもうたっぷり味わえなくなりましたが、スポーツが好きなので、スポーツの好きな方あるいは60歳以上でも気軽に参加できる、あるいはお子さん、幼稚園、気軽に参加できるようなことも考えながら、ずっと継続できるような大会になってほしいなというように思っておりますので、ぜひ来年のすばらしい趣向を考え、より多くの方が参加できるように、よろしく願いをいたします。

なお、主催の体協あるいはNPO法人ひかりクラブとか、それぞれの方には大変御苦労があつて、暑い中、大変だと思います。

全国的に見て、冬やっているところ、あるいは4月にやっているところ、あるいは夏の暑いときにやっているところ、あるいは秋にやっているところとさまざまありますので、そういう状況を調べながら、本来ならやっぱり自然の海水浴場でランをするわけですから、私は夏のほうがやっぱりその地域に合った、すばらしい虹ヶ浜海岸でやるのが一番いいかなというふうには思っておりますが、状況判断しながら、来年度、しっかりまたすばらしい大会になるように御検討をお願いをいたします。

以上で終わります。

○仲山委員

質問させていただきます。

登録文化財というものがあります。1996年、文化財保護法が改正されまして、従来の指定制度に加えて創設された登録制度というのがあります。全国で見ますと、ことしの9月1日現在で、建物で1万1,263件登録されています。これは、いわゆる指定文化財の場合には、いろいろと規制を受けまして、なかなか指定されると融通がきかなくて困るといふこともあるのでということもありまして、これから未来に向けて文化財の予備軍である大正、昭和というあたりの建物を、すぐれた建物を残していくということが最初の目的で始められたものですが、光市においては、この登録文化財として登録してある建物が何件ぐらいあるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

ただいまの登録文化財の件についてお答えをさせていただきます。

光市の登録文化財といたしましては、国の登録有形文化財といたしまして、旧磯部家の住宅が3棟、母屋と離れ座敷と釜屋が指定されているところでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ちょうど、郷土館の向いにある、別館にしてある分ですよね。大変、室積の海商通りにある建物の中では、その当時の面影を大変残しているものだと思いますけれども、あれに関しては、特に用途としてはその別館として使っているだけなんですけれども、この指定を受けて残して残っている建物の多くは、外観及び内部もそうですけど、外観を大きく変えない、それから内部に関してはもとに戻せるということがたしか基準だったと思いますけれども、大いに改変して活用してほしいと、活用しながら使って残してほしいと、使わないことにはやっぱり残っていかないということもありまして、そのように各地では、例えば、酒蔵がレストランになったりとか、水道施設がほかのものになったりとか、いろんな使われ方で残されて残っています。

光市においても、建物はずっと建てられ、使われ続けてきていますけれども、その中に、やはり残すこと、あるいは趣のあるものに関しては、商業的なほうで使ってもいいと思う、活用してもいいと思いますけれども、そういうふうに残していくためにも、指定文化財でなく、登録文化財というのをある程度戦略的に使って残すということをしていくのはどうかなと考えているんですけれども、市のほうとしては、登録文化財をふやしていくとか、あるいは登録をお勧めするとか、そういったようなお考えはありませんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

昔ながらの建物についての掘り起こしについての件での御質問かというふうに思います。文化的な建物の掘り起こし的手段としまして、文化財登録制度が歴史的、文化的なものを身近に感じさせる働きを持つものであるというふうに考えますことから、保存伝承の登録希望等、状況把握はしていく必要があるのかなとは考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。光市内にどういった時期のどういった建物が残っているかということ掘り起こして把握していくという方向の意を今認めていただいた御返答だと思います。実際に、登録しますと、多少の規制は受けますが、逆に、優遇措置として保存・活用に関してかかる設計管理費の2分の1を国が補助してくれたりとか、登録有形文化財建造物を活用した地域活動活性化事業というもので、国のほうが活性化、つまり使うほうに関して費用の2分の1を国のほうが補助をするとか、あるいは相続税、あるいは固定資産税のほうに優遇措置があるとかということもあります。持ち主の方も、そういうことがあるならばと思ってくださることもあるかと思しますので、まずは市内にどういった建物が残っているか、調査するというか、把握をする方向で考えていただけたらと思います。

続けてよろしいですか。

○委員長

はい。

○仲山委員

似たようなものではあるんですけども、光市において、地域の生活文化を調査した記録みたいなものが市内に関して、ある程度まとまったものが何かあるのかどうかということを、まずお尋ねしたいと思います。

○弘文化・社会教育課長

光市におきまして、そのような全体的なものを調査結果としてまとめているものはございません。

○仲山委員

これは、他の市町も、私の住んでいた前の国立市なんかでは、国立の暮らしを記録する会という市民団体があったりして、これが大学のほうと協力をし合いながら聞き書きをして、その地域の暮らしの記録を残していつているというようなことの作業をしていました。そういうことが、今、各地で行われて、それがまたその地域で暮らす、暮らしがいの発信につながっていつたりしていることもあります。祭りであるとか、年中行事、食文化、昔話、童歌、子供の遊びだとか、いろんなものが、今残しておかないと、もう恐らく、あと10年、15年したら、この地域に残っていたそういうものはほとんどわからなくなってしまうと思います。考えようによっては、もうぎりぎりのところまで来ちゃっているのかもしれないが、そういうことに取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

これまで、本市におきましては、旧光市や旧大和町時代の光市史、光市現代20年史や大和町史、大和町史第2巻に加えまして、「未来をひらく 光市の歴史文化」等を発行

し、市民に対する本市の歴史文化の普及啓発に努めてきたところでございます。

これらの内容につきましては、一部、書籍の中に含まれているところでございますが、委員の御提言のとおり、各時代の民俗、風習、風俗は、伝承していく必要があるということから、今後、それらの保存伝承の方法について、一つの課題ではないかというふうに考えております。

○仲山委員

そこで、提案といえば提案なんですけれども、今、子供たち、いろんな活動の中でお忙しいと思いますし、今、総合学習なんかも、もうほぼほぼやる内容は決まってしまうのかもしれないけれども、小中学校でその地域のそういうものを聞き書きするとか、そういったような活動も考えていってみられたらどうかという提案をさせてもらって、この質問は終わります。

○河村委員

一般質問の中でちょっと気になったことがあって、中学校の免許なし教員というんですか、例えば、体育の先生がほかの教科を教えることができるという話がちょっとありまして、免許を持っていない人が教えられるというのが、どうもよくわからんのですよね。確かに、ここではそういうことが、認められちゃうっちゃうか、免許がない人が教えられるはずがないと、こう思うんですけれども、要は、そういう免許を持った人がついていれば、そういう指導者がおったらできるとか、その程度の、法的には何かそんな話のように思えたんですが、その点について、もうちょっとわかりやすく教えてほしいのと、専門の技術職とか、あるいは家庭科、いらっしゃいませんで、たまたま目にしたんですが、私らでも大工さんじゃないんで本格的にノコの使い方とか金槌の使い方が上手なわけではありませんが、普通に、人が考えられる範囲内で上手に使えると、こう思うんですが、ちょっと見よって、普通でねえ状況があったんですかね。ほいてね、ああ、これはちょっとやっぱり子供、かわいそうじゃのうとこう感じたんでね、やっぱりある程度は、例えば、中学校、附属をのけたら4校の中で、催合いといえますか、そういうふうな、できればいいなというふうに思うんですかね。それが、週に1回か2週間に1回でも別に構やせんので、何かそういうふうに上手にいくことができりゃあいいなあ。

この間も美術の先生がいなくて、ちょっと、わざわざ見に行ったんですが、そこそこなくても、最近はビデオを使ったりして教えているんで、なくてもそこそこ、ああ、言うことは皆こう理解できるんですかね。ただ、やっぱりええものを見ると、生のものを見ると、子供のその輝きも違うんで、そのあたりについちゃあ、やっぱり必要なんだと、こう思うんですかね。子供の特徴を伸ばすためにも、そういう専門の技能職の方を例えば講師で選ぶとか、何かそんなことがと思うんですが、ちょっと今、免許についてのお話で御答弁いただけますか。

○和田学校教育課長

中学校において、特に美術等の技能教科の免許保有者と保有していない、教員が授業を行っているという現状についてのお尋ねだと思います。一般質問でもお答えいたしましたが、学校には教員定数というものが決まっておりますし、生徒の総授業数というのでも決まっております。この調整がどうしても難しい場合、やむを得ず、教育職員免許法の附則第2項の規定によって、自分が持っている教科の免許以外の教科を指導できるという許可を得て、子供たちの指導をしている教員が本市にもおります。

お示しのとおり、専門的な部分で不安があるという声も、こちらのほうにも届いておりますが、その中で、授業の質を向上し、水準を図るために、個々の教員も努力しておりますし、また研修の機会等も提供し、研修に努めておりますので、その中で、授業の質を維持するという取り組みをしておるところでございます。

また、例えば、木工等の工作で専門的な技能が必要な場合は木工教室というような形で地域の方に協力をいただいたり、または美術の専門でない、要するに、許可を得て授業をしている教員が退職した教員にサポートしていただきながら授業を行ったりという工夫をしております。

今後は、また、その授業の質というのを向上させ、水準を確保するためにどのような手が打てるか、検討してまいりたいと思います。最初申しましたように、教員定数というものが決まっている中で、授業実数との調整というものをどう埋めていくかというあたりは検討課題だと十分認識しておりますので、また研究を進めてまいりたいと思っております。

○河村委員

一応、要望にしときますので、2回に1回とか、あるいは月に1回とか、そんなことはちょっと考えていただいたらいいなど。

たまたま美術の先生で退職なさった方をお願いして来ていただいたんですが、それは学校のほうが用意したんじゃないよ。だけ、学校が、あるいは退職者のOB会とかというのがありますから、そういうところから選抜をして、いや、こういう人がおりますから、というふうに割り当ててもろうたらすごい楽でええと思うんですよ。そのあたりの、要は、特技、特技ですね、特技を持たれた方の登録をきちっとやっていただいて、教えてほしいなと思いますので、そのあたりのそういう、特に、退職者の中でもそういう特技をお持ちの方のリストアップあるいはそういう方の会をちょっとおつくりをいただくことがいいかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、部活の件ですが、先般、室積、特に今、子供の数が減っているんで、部活を停止すると、こういうお話がありまして、ちょっとこう半分はびっくりしたんです。昔も、今から20年前でも、私のところでも、そういうようなことが結構、子供の減少の中でたくさんありまして、そうは言いながら、極力、維持できるものは維持したいということで、いろいろお願いをしたりすることで、ずっと継続をしてきた分もあるし、やめていったところもあるんですが、今、中学校の体育館ちゅうのは1個しかありませんから、週のうち半分はバレーとバスケットで分けたりして、使えん状態じゃから、外をランニングしたりして体力増強に努めちよってんですけど、例えば、光井と室積が一

緒に部活を構成すれば、ほとんど毎日、バレーは室積、バスケットは光井というような格好で継続をして体育館が利用できますから、確率的にはすごい向上すると思うんです。

不可能なことを持ち込むと大変じゃとは思いますが、可能なことであれば、将来いろんなことを考えながら、一緒にそういう部活動をやっていくというのは大事なことのよう気がしますので、そのあたりについて、これも要望しときますので、ちょっと考えて、検討していただいたらと思います。

もう一点、今の指定管理者ということで、市民ホールとか、総合体育館なんかをこうやっているんですが、市が使うときの使用料ですよ。要するに、指定管理をして、この間もその電力料金を下げて、どうのこうのと、こういう話がありましたが、ほいでどうじゃったんかと、要するに、下げて浮いた分で、じゃあ、市民サービスのこれをやりますよという感覚がない、今の指定管理には。

で、市が使う分の使用料をしっかりと指定管理者に払う、そのことで指定管理者にも求めるものをきちっとふやしてほしいなど。特に、何で、ただ単に管理だけをやるんじゃったら、わざわざ、まあ、要らん金というとおかしいですが、渡す必要はない、自分らで管理すりゃあ、それで済む話ですから。そうじゃない、やはり運動であれ、文化であれ、そういうものを少しは発展させようということであれば、ある程度、そういうものに対しても指定管理者が目を向けて進めていけるような体制づくりというのが要るんだと思うんですよ。

その体制づくりっちゅうのはどこから、やっぱりお金が要るんじゃから、自分らで節約をしたんなら、その節約したものはそういうものに振り向けられるような、やっぱり努力が要るんだと、こう思いますので、市のいろんなことで利用していますよね。特に、市民ホールなんかはすごい利用度が高いですから、そんなものはちゃんと使用料を払ったらどうかと、こう思うんですが、どんなですかね。

○弘文化・社会教育課長

まず、文化振興財団、主に市民ホールの後援かと思います。その件についてお答えをさせていただきます。

現状でございますが、6月の委員会でもお答えいたしましたとおり、市の行事や市の講演行事につきましては、各条例の規定により、減免措置をとっております。それにより、利用団体や来場者への利便を図り、市の文化活動の振興を図っているところでございまして、これは指定管理団体との協定において、その仕様により管理運営を指定管理者にお願いしているところでございます。

この基本協定につきましては、平成31年3月までの期間となっているところでございます。

○河村委員

今のその指定管理者との関係というのは理解しちよんですよ。そうじゃなくて、今は市が行事をやるときに、一応指定管理者のほうから言えば、無償で使っている、その状況じゃあ、そういった文化を、じゃあ、改善がそれでできるんかと。恐らく、そうい

うふうなことを考えられるものを持っていないんですね、組織が。

例えば、体育で言えば、もともと体育は体育館において体育館の運営をしながらいろんな事業を興しよったわけですが、それを全部、指定管理に任して、そうはいうても、体育の職員というのは何ぼかおるね。だから、生涯学習の場合はほかにも事業がいっぱいあるから、なかなかそういったところには手が回らんのじゃろうと思いますが、指定管理のあり方としたら、そういうものを全部考えてもらえるような指定管理者を選んでいく必要があるんだとこう思います。

そういうふうにしたら、当初は、余分にそのお金かかったりすることがあるかもわかりませんが、そういうふうなあり方を進めていくことが、将来のためにもなるというふうに思います。答えにくいじゃろうから、要望にしちよきますので、要するに、きちっと成果を自分のところでもう一回、お金をためて、それを新しい事業に展開できるような方法というのを、ぜひ考えていただいたらということで、終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

おはようございます。私の一般質問の引き続きということなんですけど、8月29日に、学校における働き方改革に係る緊急提言というのが文科省より発表されましたが、三井小では、中央教育審議会、初等、中等教育分科会学校における働き方改革特別部会、学校における働き方改革に係る緊急提言、こういうものの文書が、全教職員に配られ、校長から趣旨説明があったということですが、これは学校により温度差があるということを知りました。学校によってはこの提言が配布されていないようなのですが、その辺のところは、配布されているのでしょうか。

○和田学校教育課長

今の文科省からの主な文書につきましては、県を通じて市教委のほうに届きましたので、各学校に配布はしております。ただ、その周知の温度差については把握しておりませんので、今後、再度、校長に、教職員に対し趣旨説明するように働きかけてまいりたいと思っております。

○田邊委員

8月29日ということで、まだまだ、それは温度差というか、全て配布されるような状況じゃないと思うんですけど。

それで、今後とも、この中には、緊急提言、ホームページ開いてもらったら、いろいろ載っていますんで、文科省のほうに。今後の取り組みがいろいろ出ていると思われるので、光市としてはまた、教職員あつての学校なので、その辺を十分に理解した上で、そういうふうな指導をよろしくお願いします。

また、休日出勤の件ですけど、これはどういった形で休日出勤された方にその週の翌週にとるような指導とか、そういったところは、決まり事みたいなものがあるんでしょうか。よろしくお願いします。休日出勤に出た場合、参観日なんかですね、そういうと

ころをよろしくお願ひします。

○和田学校教育課長

教職員の休日の出勤に対する対応ですけれども、これにつきましては、勤務条例に定められておまして、最大16週までに振りかえをとることになっておりますので、そのような対応を各学校はしていると認識しております。

○田邊委員

わかりました。16週、最大16週ですね。しかしながら、その年間の休日出勤数、これの規定が、いわゆる5日限度となっておりますが、この5日限度を超えることは、今はありませんでしょうか。その辺のところは。

○和田学校教育課長

大変申しわけございませんが、その5日という日数の把握は、今、手持ちにはございませんので、ここで各学校の状況については、お答えすることはできないんですが、ただ、主に参観日でありますとか、体育的行事、文化的行事等で土曜日、日曜日を勤務とするということがございます。恐らく、5日を超えることはほぼないと思うんですが、もしかしたら超えている学校もあるかもしれませんので、また把握をしてまいりたいと思っております。

○田邊委員

そういう年間の規定の日数を確実に守って指導してよろしくお願ひします。

それと、一つの意見で、日曜日が2週に重なって休日出勤をしたよという話を聞いて、11連勤になったりという話を聞くんですけど、そういった、11連勤で休みなしに11日働くというような形がまれにあるということなんですけど、そういうのは、先生の勤務状況で、健康的にもちょっときついで、そういったところも配慮して、連勤をできるだけとらないように心がけてもらいたいと私は思っておりますので、以上です。お願ひします。

○委員長

要望ですか。

○田邊委員

要望です。

○委員長

執行部のコメントはよろしいですね。

○田邊委員

それと、もう一点。済みません。図書館なんですけど、図書館で視覚障害者のいわゆるデイジー図書というのがあるんですけど、それが余り、盛んなところは盛んなんですけど、そのデイジー図書を利用する方が、視覚障害者の。光市でも、そういう、視覚障害者が150名ぐらいはおられると聞いております。そして、デイジー図書が普及すればいいかなと私は思っていますので、できるだけそのデイジー図書普及に力を加えてもらいたいという要望です、これも。デイジー図書の今の現状を教えてください。

以上です。

○穂山図書館長

デイジー図書のお尋ねでございます。

デイジー図書は、視力や視野に障害をお持ちの方などがパソコンや専用の機器ソフトを利用して、音声、文字、画像を同時に再生できて、読みの速さや画面上のレイアウトなどが変更できる新しいメディアでございます。

本館には、そのデイジー図書の所蔵はございませんが、点字資料、音声資料、布絵本の貸し出しは行っております。また、県立図書館には、デイジー図書を所蔵しております、県民、光市民はその図書を借りて見ることはできます。

また、市の障害者の担当部署とも、情報を交換し合いたいと思っております。

○田邊委員

よくわかりました。今後ともそのデイジー図書の充実に向けてよろしくお願いします。以上で、私は終わります。

○仲山委員

給食の地産地消のことについてお尋ねいたします。

昨年、ニューフィッシャー生産のヒジキが給食に使われて好評を得たと聞いているんですけども、ことしはどんな取り組みになっているか。毎月19日は地場産給食の日というふうになっているようですけども、そのあたりのことも含めてお伺いできたらと思います。

○清水学校給食センター所長

地場産給食の日についてのお問い合わせと思います。

地場産食材の日として、毎月19日、原則19日を基本といたしまして、子供たちに地元でとれる産物に理解や感謝の気持ちを育むことを目的に実施をしております。

この地場産給食の日の取り組みといたしましては、地元で調達できる食材、市内産を最優先、次に県内産を積極的に取り入れた献立を児童生徒に給食として提供しているところでございます。

委員、先ほどおっしゃられました、ヒジキコロッケというものも一番最近の地場産給食である7月19日に提供しております。これは、光市の水無瀬島付近でとったヒジキを使用して、味つけには、これも市内産のしょうゆを使用したコロッケを提供しております。

して、提供前には、地場産だより等の発行をいたしまして、その周知に努めております。今後につきましても、1品でも多くの地場産食材を活用してまいりたいと考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。ことし、今おっしゃった、7月に結構話題になったようですが、それ以外にも、日常的にも取り組んでいかれるという話ではあります。そう理解してよろしいんだと思いますけれども、カレンダーには、地場産給食週間というものも表示されていたりしますし、盛んにその地場産食材を使って進めようという意思是感じられて、大変心強く思います。

地場産の食材を使うということは、それを生産していらっしゃる方々を応援することにもなります。ぜひとも、これからも進めていただきますよう要望して、質問を終わります。

○田中委員

済みません。4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、小中学生の学力の評価についてお聞きしたいと思うんですが、先日、学力テストの発表がありまして、さきの一般質問でもいろいろとお話がありましたが、中身についてお聞きしたいと思うんですが、光市のほうは学力が高いという評価をいただいているというお話だったんですが、いわゆる平均点で見えておりますので、これが中の荷重配分といいましようか、学力についてお聞きするんで、例えば、100点が10人いて、0点が10人いても平均は50点であって、50点が20人いても50点ということになりますので、その辺の傾向が光市内の傾向、どういったものが出ているのか、教えていただけたらと思います。

○和田学校教育課長

一般質問でもお答えしましたけれども、本市の小中学校ともに各種目で全国、県平均を上回り、ここ5年間、安定した力を発揮しております。

お示しの学力の分布についてですけれども、分布曲線というのがありますけれども、正規分布曲線になっております。種目によっては、その山の形が若干違いはありますけれども、おおむね正規分布曲線で、そして、その分布曲線が上位に分布しております。そのような状況で本市の児童生徒の学力というものは、安定した力に到達しているという状況でございます。

今後、さらに、そのほかの結果につきまして、細かく分析をしまして、どういう間違いをしているのかとか、また、どこに躓いているのか、細かく把握して、子供たちの興味関心を広げて、さらに深く学びたいというような、力を引き出すような学習の充実を図っていきたいと考えております。

○田中委員

わかりました。正規の曲線ということで、ちょっと正規がわからないので、ちょっとあんまりイメージがつかないんですが、いわゆるフタコブラクダと呼ばれる、一方は学力が高い子がいて、一方は点の低い子がいて、その平均をとって高いというものが出ると、教育の格差が著しくあらわれていてよくないというものがあるんですけど、やっぱり、このあたりで義務教育という視点から言うと、皆さんが真ん中に近いほうがいいのかなという気がしているんですが、いわゆる、そういう形になっているというふうに考えてよろしいですか。

○和田学校教育課長

大変失礼いたしました。山でいえば、裾野が左右にある富士山のような形をイメージしていただいて、やはり、平均値のところが一番高くなっているというのが正規の分布曲線という形ですが、その山が、光市の子供たちは、上位のほうに頂点があるということでございます。お示しのようなフタコブラクダ、いわゆる下位のほうにも山があり、上位のほうにも山があって、教育格差が生まれているという状況ではないと御理解いただければと思います。

○田中委員

はい、わかりました。ありがとうございます。富士山の裾野のようにというお話があったんですが、先ほど少し分析しながらフォローもというお話もありましたが、そのあたりでいわゆる平均点より点数の低い子たちへのフォローといったものはどのような取り組みをされているのか、お知らせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

学力的に低い子たちへの支援ということで、まずは授業の形態として少人数指導を本市では取り組んでおります。その分け方はさまざまで、学校によっても、その教科、単元によっても違いはありますけれども、習熟度別というような能力によってクラス分けをして個に応じた支援をしております。また、個別指導ということで、長期休業中以外でも個々に応じた指導もしております。

また、授業そのものを改善していくことが求められていると思います。このたび新学習指導要領に示されましたけれども、対話的で主体的で深い学びを目指した授業づくりを、本市の教員は真摯に取り組んでおります。このように、全ての児童生徒に対する学力向上に向けて、着実に取り組んできた成果が今あらわれているのではないかなと思っております。

また、家庭学習の取組みも具体的に行っております。学力的に高い都道府県は、その家庭学習の質が大変高いという結果が出ておりますので、本市におきましても、その家庭学習について、いわゆる宿題の出し方等においても工夫をしているという状況でございます。

○田中委員

今、家庭学習とお聞きして、ちょっと、僕も子供を持っているんでどきっとする部分があるんですが、本当、サマースクールとか、コミュニティ・スクールからの連携もありますし、小学生のほうで言えば、中学生が教えに来てという部分で、小学生たちの学力が上がっている部分もあると思いますので、引き続き、このあたりしっかり取り組んでいただいて、平均的に上がるように取り組んでいただけたらと思います。

続いて、6月の委員会でもちょっとお尋ねしたんですが、イングリッシュキャンプについて少しお尋ねしたいと思います。

イングリッシュプラン光として、この夏に、周防の森ロッジでキャンプをして取り組むというお話でしたが、少し内容について、実施した感想も含めてお聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

イングリッシュキャンプについてのお尋ねでございます。お示しのとおり、8月28日に周防の森ロッジでイングリッシュキャンプ光を開催いたしました。当日、小学生が67名、そしてサポート役として中学生が10名、またALTが8名、また教員を含めたスタッフが30名、総勢115名の大きな行事となることができました。

このイングリッシュキャンプ光は、子供たちが楽しみながら英語になれ親しむ経験を積ませたいという目的で、ミッションゲームというゲーム、またはミニゲーム、ピザづくり体験等の取組みを行いました。

子供たちのその日の表情や姿、また最後、振り返りで書いた感想ですが、「自分たちでも外国の方と会話できるのだと自信がついた」、「学校の授業では1時間だけれども、1日という長い時間英語を使って過ごすことができうれしかった」、「今までは習った英語を使う機会が普段余りなかったけれども、いろんな人と英語で会話できて、とてもよい経験になった」という感想から、子供たちはコミュニケーションを図る喜び、達成感、こういうものを感じたものと思われまます。

学校ではできないような体験、これができる機会となったり、学校で学んだことを生かす場になったりできるよう、来年度も継続して行っていきたいというふうに考えております。

○田中委員

私も、これは初めての取り組みということだったので、ちょっと午前中少しだけのぞかせていただいたんですけど、最初はすごい緊張していた子供たちの表情が、これは、まあ、ALTの外国ならではのコミュニケーション能力なのかもしれませんが、だんだん表情がもうぱっと変わっていくのが、本当に目に見えてわかるような取り組みですし、そしてまた、市内の各学校との交流もできるということで、非常にいい取り組みだと思いました。

そしてまた、課長も汗びっしょりになって一生懸命やってらっしゃって、本当に光の一つの大きな特徴になっていくのかなと思いますので、来年度もというお話ありましたが、今年度、予算なしでやられていたので、このあたりは、来年度しっかり事業化し

て取り組んでいただけたらと思います。

もう一つ、1点だけちょっとお聞きしたいんですが、これ、今回は、ALT、教員とサポートに入ったということなんですが、例えば、光でいったら、ちょっと正式名称、今ど忘れしましたが、国際交流協議会でしたっけ、とか、これちょっと企画のほうにはなるんですけど、英語のボランティアの登録とかも行っておりますが、こういった、市民とかも巻き込んで、やっぱりまちとして英語教育に力を入れているんだということにも取り組んでいただけたらと思うんですが、そのあたりはいかがお考えか、お聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

委員お示しのとおり、この取組みが子供たちにとって、より教育効果の上がるものにしていかなければいけないと考えております。

また、あわせて継続できるものにもしていきたいと思っておりますので、そのためには、まだ今年初めてということで研究の余地が残されております。今お示しのとおり、地域にはさまざまな力を持った方々がいらっしゃいますので、その方々との連携も模索していきたいと考えております。来年度、より中身の濃い事業になるように、皆様方からの御支援をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員

期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、一般質問のほうで学校の普通教室へのエアコン設置とかが話題になっておりましたが、まずもって6月委員会でも同僚委員のほうから熱中症に関する質問もありました。今もって光市内での学校活動中に熱中症になった事例があるかどうか、お聞かせいただけたらと思います。

○和田学校教育課長

今年度の状況でございますけれども、現在のところ、熱中症によりまして、救急搬送されるという重篤な事案は発生しておりません。しかしながら、3名の児童生徒が学校で体調を崩して、その後、病院で熱中症であるという診断を受けております。

また、そのほかの学校生活を送る中で、やはり体調を崩して、保健室で休むという児童生徒は相当数おりますので、やっぱり熱中症の疑いのある児童生徒はいるというふうに認識はしております。

○田中委員

過酷な状況というのが見えてくるんですが、今、体調不良で3名というお話がありましたが、これは教室内で起こったと考えていいですか。

○和田学校教育課長

記録によりますと、3名のうち2名が運動会、体育祭の練習中と聞いております。もう一名は教室外でありますけれども、学校行事ではない、通常のときの熱中症ということと聞いております。

○田中委員

はい、わかりました。私も、学校に行くこともあるんですが、やっぱり1階、2階、3階と全然気温も違って、特に、最上階なんかというと、物すごい気温が高いのも実感しております。その中で、やっぱり、特に一番、最上階とか、中学3年生、受験に向かう子たちの学校で勉強する、教育環境につきましては、やっぱりこういったものの整備というものも必要ではないかと、私も思っております。

その中で、以前からちょっとお伝えしている新電力の導入についてお聞きしたいと思うんですが、6月議会のほうでも体育所管で、指定管理のほうで年間840万円の予算が出てくるというお話もしましたが、その後、各課、調査研究を行ってまいりたいということでしたので、その進捗についてお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

それでは、新電力の導入につきまして、教育総務課のほうからお答えをさせていただきます。教育総務課の所管で申しますと、電気の使用料、平成27年度決算で申しますと、小中学校で、合計で約2,500万円、教育庁舎では約200万円となっております。経費の節減ということにつきましては、行政の恒久的なその課題の一つでありますので、節減のために新電力を導入するということにつきましては、一つの手段であると考えております。施設の電力のその使用形態により、効果がある施設や、あるいは効果が余りないという施設があるように聞いております。引き続き、導入に関しての調査研究を進めているところであります。お尋ねに対する具体的な御回答をお示しすることはできませんけれども、各施設によって電力のその使用状況や量なども違いますので、教育委員会といたしましては、それぞれの施設における検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○田中委員

わかりました。具体的なものが今お示しされなかったわけなんですけど、前回の質問から約3カ月ほどあって、実際問題は、見積もりを頼めば、どれぐらいの効果が生まれてくるというのは出てくると思いますので、ぜひ、それはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

先の環境福祉経済委員会のほうでも、所管によってはちゃんと報告書を出しているところもあります。その辺の各所管の温度差というものが、副市長を前にして、今出ているわけですから、しっかり取り組んでいただいて、また、こういったものを、以前からお伝えしているトイレとか、エアコンの整備に使っていただきたいという思いですので、特に、新電力に関しては、エアコンというのは、ランニングコストの面で今までも整備の中で、それがあるのでできないというようなお話もありましたので、ランニングコス

トも下がるということもありますので、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。今から30年度の予算のヒアリングが始まっていくんだと思いますが、それまでには、一定の方向性を示されると考えてよろしいですか。

○太田教育総務課長

30年度に具体的に示されるかどうか、まだ先のことで未定でございますけども、引き続き、導入に関しての調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○田中委員

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

それで、最後1点、ちょっと気になっていることがあるので、お聞きしたいと思うんですが、教育委員会のホールの出入り口の北側にある外灯のポールなんですが、これが腐食していて、もう今にも倒れそうな状況になっているんですが、これについては、どのような管理をされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

ただいま委員のほうから御指摘がありましたとおり、外灯として機能していない、電柱だけとなっているものが教育委員会の敷地にあります。

この周辺を確認してみますと、他の電灯が設置してありまして、明るさにつきましては十分確保されておりますので、これにつきましては、必要とするものではありませんので、撤去する方向で考えております。

○田中委員

これも倒れて、もし車に当たったら、また補償問題とかにもなりますので、速やかに対応していただけたらと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 平成29年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

すみません。8ページの電算システム管理事業ですけども、社会保障の他市町との連携云々という、今、お話がございましたけど、ちょっとこの辺、もう少し詳しく、どういうふうな、マイナンバー制度のどのあたりをどういうふうな内容で、どのようなソフトの内容が変わるのか、少し詳しく教えていただければと思います。

○邊見行政改革・情報推進課長

こんにちは。今、御質問がありました件でございますが、この情報連携というのは、住民票情報や税情報など、これまで申請の際に添付書類が必要だったものを、新たに国において整備した情報提供ネットワークシステムに接続することで、他市町に対して照会することが可能となる仕組みをつくるものでございます。

今回の補正の内容ですが、国において必要とする事務手続ごとの情報を、データ標準レイアウトというものを国が定めているんですが、この内容が変更されたことによって、今回、光市でもその対応を行おうとするものでございます。

具体的には、国がこの情報連携システムで必要とするような情報の項目が漏れていたものを追加するものと、番号法等の内容を精査した結果、不要となった項目を除くというようなことを行っております。

前者のもので言いますと、国民健康保険における高齢受給者証の交付手続に必要な情報のうち、地方税関係情報の株式等譲渡所得額等が入っていなかったというものや、一方で、番号法において情報提供が認められていないデータ、例えば、障害児の措置情報が当初は入っていたので、そういったものが削除されたという内容になっております。

○森重委員

詳しいことはわかりませんが、そのように情報の連携がスムーズに行われるようになるというか、削除されたところも新しく出たところもありますけども、ということですね。わかりました。ちょっと金額的に、今回大きいところですから、内容を少しお聞きいたしました。了解いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○仲山委員

こんにちは。移住促進のことについてお尋ねします。

7月1日に、東京で行われましたふるさと光の会にあわせて、移住相談会HIKARISMというのを行われるということだったんですけども、インターネットで結んで、光と、光のほうに移住された方と会話をされたりとか、いろんなことを考えているという話であったように思います。その状況というか、反響というか、あるいはその後、何か動きがあったかどうかとか、そのあたりについてお伺いできたらと思います。

○岡村企画調整課長

おはようございます。7月1日に実施をいたしましたふるさと光の会と連携した移住相談事業の件についてお尋ねいただきました。

ふるさと光の会の総会交流会を7月1日に開催いたしましたして、あわせて、同じ会場の中で移住相談会を開催をいたしました。

その概要でございますが、定員として8名の方を募集したわけですが、当日は、最終的に首都圏在住の5名の方に参加をいただきました。相談会の中では、ただいま委員さん御紹介いただきましたように、会場と光市をインターネット中継で結んで、実際に光市に移住して来られた方を相談員ということで、いろんな意見交換であるとか、光市での生活など、そういった様子について、いろんな相談をお受けをしたところでございます。

これを御縁に、今現在、光市に移住された方はまだいらっしゃらないわけですが、相談に来られた5名の方には、その後、7月23日に同じく県が都内で、やまぐち暮らしフェアという移住関連イベントを開催したわけですが、その際にも個別に御案内をいたしまして、当日は5名のうち2人の方が再度、光市の相談ブースにお越しになりました。そのお一人の方からは、7月1日の相談会の後にまた電話で相談会の際にいろんなお話をした中での空き家情報とか、そういったものが大変気になったので、また23日に詳しくお話をいただきたいというような相談もいただきましたので、23日には、その辺のことをしっかり御説明をさせていただいたところでございます。

また、この5名の方々とは、そのほかのいろんなつながりができた方も含めまして、引き続き、しっかりとつながりを大切にしながら、いろんな情報提供、相談などもお受けをしていきたいと考えております。

○仲山委員

せっかくできた縁ですので、ぜひともその5人の方と、特にそのうちの2人、その方は、またそのうちの1人の方、結構熱そうな話でもありますので、ぜひとも関係をこれからも継続的に進めていってもらえたらと思います。

ひょっとしたら、地域おこし協力隊みたいなことも関係してくるのかもしれませんが、いろいろと可能性を探っていってもらえたらと思います。

ありがとうございました。

○中本委員

遊休財産の処分ということで、年間1,400万円ということで事業予算があります。6月、一度お聞きをしましたが、その後の経過について、ちょっと報告をお願いをいたします。

○森重財政課長

平成29年度の遊休財産の処分状況でございます。
随時売り払いを公募中のうち2件を売却しております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重財政課長

平成29年度の遊休財産の処分状況でございますが、随時売り払いとして公募中の8件のうち2件売却いたしまして、その売却収入が1,980万5,696円となっているところでございます。

また、1件が売買契約済みとなっておりますので、これを合わせると売却件数が3件、売却額が2,686万8,520円となります。

○中本委員

当初の8件の土地の一覧表であります、前回4月1日現在が8件ということでありました。その中で何件でしょうか、2件ですか。

○森重財政課長

当初8件のうちの2件が売却済みで1件が契約済みでございます。

○中本委員

じゃあ、ちょっと具体的に所在地だけでもわかれば教えていただけますか、差し支えがなければ。

○森重財政課長

随時売り払い分の売却物件でございますが、虹ヶ浜2丁目、それと虹ヶ丘の7丁目、それともう1件、虹ヶ浜の2丁目、以上の3件でございます。

○中本委員

わかりました。虹ヶ浜が2件と虹ヶ丘が1件ということで3件売却ということでありますので、当初の計画よりは売買価格も2,686万円ということでありますので、成果が出たのかなと。ただ、まだまだ物件がありますので、今から努力する必要があるかと

いうふうに思います。その中で、市有地活用型定住支援事業というのがありますが、この支援事業に当たるのは何件ありますか。

○森重財政課長

先ほど申しあげました虹ヶ丘の7丁目の物件が市有地活用型定住支援事業の該当となる物件でございます。

○中本委員

定住新事業はかなりの効果があるかなというふうな見方をしておりました。指定地域の50万円、市内業者は契約が10万円ということで加算されます。

定住施策の一環でやられると思いますが、なかなかその中身について、市の広報あるいはネット等を通じていろいろPRするというような状況でしようけれども、いち早くこの物件の売り払いをするためには、やっぱり、あらゆる手法を使ってやる必要があるかなというふうに思います。

まず市内業者の、それなりの業者の助けをいただくとか、あるいは市内外にそういう情報を発信するとかいうこと積極的にやっていかなければならないかなというふうに思いますので、できるだけ努力をされまして、この物件が早く売買できるように努力をしていただきたいと。

その定住新事業もしっかりPRしながら、市内外に情報を発信するということをちゃんとやっていただきたいということをお願いをいたしておきます。

○河村委員

ちょっと今関連があるかもしれませんが、一般質問では新宮の空き家の話をしましたが、今まで財政が、財政っていうか、政策企画部のほうで対応しよったんかいね、新宮の不法占拠の話よ。

○森重財政課長

不法占拠につきましては、それぞれの所管が対応するというので、財政課においては普通財産の関係で不法占拠の対応をしております。

○河村委員

普通財産をどういうふうに対応しよっての。

○森重財政課長

普通財産において不法占拠が発生した場合に、その解決に向けて交渉等を進めるということでございます。

○河村委員

ということは、今の国有地等については関係ない。

○森重財政課長

あくまで財政課が所管するのは普通財産のみということになります。

○河村委員

行政財産を売却する、まあ、行政財産じゃないね、市が持ちよるという意味がええんだらうと思うんだけど、この間、給食センターは教育委員会のほうで売ってしもうたんやね。何かルールはないの、その売却するときに普通財産にして通常はやると思うたんですがね。売れりゃ教育委員会であろうが、例えば担当所管であろうがどこでもええという話をしてるんかね。値段も何か自由にこうやれそうな気がしてから、ちょっと怖いんだけど。

○森重財政課長

財産の売却につきましては、所管で実施するものと財政課で実施するものがございませう。このたびの給食センターの例で申し上げますと、建物がありましたので、ほかと同じようにはいかなかったということがありまして、給食センターは所管が売却手続を行ったという経緯がございませう。

それと売却価格につきましては、当然、財産価格審議会に諮るようなものであれば、それにきちっと諮った上で売却しておりますので、そこにおいては行政財産、普通財産の違いはございませう。

○河村委員

それから土地開発基金というのがあるんですが、従前は開発公社で、通常、市が手が出せないようなところを購入してきたということがあって、もう公社がなくなったわけですが、この土地開発基金というの、どういうその（リヨウマエ）なんですかね。

○森重財政課長

土地開発基金といいますのは、公用または公共用にあらかじめその土地を取得する必要がある場合に、積み立てた基金で取得するというのを目的としています。

○河村委員

そこに何かルールはないんですか。

○森重財政課長

ルールといいますのは、あくまでその土地が公用または公共用のために市が取得する必要がある場合ということになるかと思ひます。

○河村委員

そりゃまあ、わかりました。またちょっと勉強させていただいてお尋ねしましょう。

当初予算の中に土地建物の貸し付け収入ちゅうのがちょっと1,000万円ぐらい上がった

ておりましたが、どういうところの貸し付けだったんですかね。あ、これはいいです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

県の広報、広報ここじゃったいね、配布手数料を県からいただいて配布しておりますが、従前、要は市の広報の配布手数料が85円じゃったかな、その根拠というか、内訳についてちょっとこうお話をしているんですが、内訳について教えてもらっていいですか。

○小野広報統計課長

調査員手当の85円の根拠ということでございますが、これは以前にもお答えさせていただいておりますが、旧光市におきまして、昭和29年、当時月額5円で始まりまして、物価の上昇や新たな配布物の増加などに伴って、少しずつ値上げをしてきた結果が現在の85円ということになっているものでございます。

これにつきましては、過去からの経緯以外に単価の明確な根拠というのはないと説明をさせていただいているとおりでございます。

○河村委員

明確な根拠がないから、根拠をちゃんと示してほしいというふうにお尋ねをされているんです。

70円だった広報配布手数料を県の15円を入れて85円になったのが、もう何年だったか、20年ぐらい前の話やったと思うんですけど、ところによっちゃ調査員であったり自治会長であったりしよるわけですね。

ある程度やっぱり全市的に自治会というものができ上がったんで、そういうものの整理をしていったほうがいいかなと。というのは、調査員、例えば自治会長でも今配布をする人は調査員というふうになっているんですが、契約を結ぶのに調査員とその配布をする人とで契約を結ぶわけですが、自治会長からすると、まず契約を結ばんにゃいけん、そうすると、その中には市が求めるものについては何でも配布せにゃいけんようになっちゃう。

前にも言ったことがありますけど、配布物の中には7とおりぐらい追加がある、今、広報にあわせて、その市の委託でよ。私がやりよった自治会でいけば、150軒ぐらいなんですけど、とても一人で運べない量なんやね。

だから、もうちょっと中身の精査を含めてやってほしい。それから85円も15円が県補なら、ほかのものについてもきちんと整理をして、結構、今自治会って大変なんよ、その中で負担になっちゃう、配布をすることがね。選挙のときには選挙で、選挙公報か何か来るんよ。それは普通の10日と25日に来ればいけど、そんなことはないから、突然降って湧いたように来るんじゃけどやね、もう少し中身を精査をしていただいて、要は根拠の積み上げをしてほしい、85円の。

そうすることで配る方も結構気持ちの整理もつくし、今はほとんど毎年交代の状態なんで、そういうふうにしていただきたいなど。調査員でずっと永年続けてもらっている、それが手なれてええという場合もあるんだけど、かえってそれが地域にとって弊害というときもあるんです。

そういうことも含めて、もう一度広報の中身について、よく吟味をしていただいたらいいなど。これは9月ですけ、また御検討いただいて聞かせていただいたらと思いますのでよろしくお願いいたします。以上。

○田邊委員

補正でも電算システムのネットワークシステム、これには直接、補正についての質問じゃないんですけども、241万9,000円と電算のシステムが上がっていますけど、クラウド方式に向かって、今、光市が何市かで共同してこのシステムを協力しておりますけど、そういったことで、今後の合理化なんかできる方向性なんかをちょっとお聞きしたいと思って、お願いします。

クラウド方式、何市と共同で行っていて、恐らく20システム、聞いたところによると20システムのうち、全体で所管にわかれておることなんですけど、全体で取りまとめているのが情報推進課と思われるので、今後のその合理化によってできる、その方向性、その辺を説明してもらいたいと思っております。

以上です。

○邊見行政改革・情報推進課長

ただいま御質問のありました共同利用型クラウドでございますが、こちらにつきましては、周南市、下松市、柳井市、阿武町及び本市の4市1町で、平成28年度から準備を進めております。

現在はいろいろと本年度の2月の新システム稼働へ向けた準備を進めているところでございまして、今後の内容につきまして、主に基幹業務向けのシステム、住民基本台帳とか税とか福祉について、複数団体間で同一処理システムを共同利用するものになります。

こちらについては、当然これまで単市とか単町でやっておりましたシステムを共同利用しますので合理化が見込めるものですが、具体的な金額等につきましては、現在では正確なものはございませんので、ちょっとお答えは差し控えさせていただきます。

○田邊委員

それで基本的なそのシステムのメーカーですよ、日立製作所または富士通とお聞きをしておりますが、すぐれて、やっぱりそういったところが先進な日立製作所なんかのシステムをよく使われているようなのをお聞きするんですけど、やっぱりその全体的に自治体のそのシステムを構築する上での、日立製作所のシステム、それをやっぱり選ばないと難しいわけでしょうか。その辺をお願いします。

○邊見行政改革・情報推進課長

そうした大きなシステムの際の業者選定についてでございますが、こちらにつきましては、基本的には私どものほうでこういった仕様のシステムを導入したいというものが先にあるわけでございます。

そうしますと、やはりそれに対応できるのが、もともと大手がつくっているシステムの商品がございまして、そうしたものをカスタマイズしながら、それぞれの各市町村に合わせた形に組み上げていきますので、どうしても、やっぱりそういったものを持っているところが導入の相手方になるということでございます。

○田邊委員

そういったところで、プログラムを改良する技術者、これの単価がやはり全国的にはっきりしていないところが今現状であると思われませんが、そういったところにも単価、1時間当たりのチャージ、いわゆる、そういったところも市のところでは研究したりしているのでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

なかなかシステム関係の技術の進歩は早く、全て私どもの職員のほうでというのは、なかなか難しいところもあるんですが、本市におきましては、そういったものをコンサルにお願いして精査もしております、そういった中で経費の削減に努力いたしております。

○田邊委員

そういったところは結構アバウトな部分が今まで多いと思われるので、できるだけ目を光らせて、今後ともシステム開発に十分協力して、4市で協力して、使いやすいソフトを開発して合理化に励んでください。以上です。終わります。

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思いますが、では、ふるさと納税の考え方についてお聞きしたいと思うんですが、国のほうから返礼品を3割という声もありながら、また大臣が変わったら自治体にお任せするというような声もありましたので、いま一度、光市の考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

寄附に対する返礼品の取り扱いにつきましては、以前より国のほうから節度ある対応ということで求められてきておりましたが、改めて平成29年4月1日付で総務大臣から、制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応を求める通知が届いてまいりました。その後、大臣が変わりまして、いろいろコメントも出ておりますが、基本的な点については4月1日付でいただいたところがやはりベースになってこようかと思っております

その4月1日付の通知で、これまで漠然としておりました制度の趣旨に反する返礼品

ということで具体的な例示もございました。また資産性の高いものということもこれまで言われておりましたが、これについても具体的に、例えば貴金属、宝石、宝飾類、電子機器類、こういったものが好ましくないというようなことも示されました。寄附に対する返礼品の調達割合、これについても速やかに3割以下にするようにというようなことが具体的な数字として示されたところでございます。

これに対する本市の考え方ということでお尋ねをいただきましたけれども、やはり、ふるさと納税制度というのは地方創生を進める上で有益な制度ということ間違いのないというふうに考えておりますので、こうした制度を継続的に維持できるように、本来の趣旨を踏まえた適切な対応が必要と思っておりますので、やはりそういった意味から、国のほうの通知ということとは十分とらまえて対応を進めていく必要があるかと思っております。

具体的には、本市の場合、返礼割合が寄附額の3割を超える商品、返礼品がやはりございますので、そういったものについて、これから国のそういった通知等を踏まえて、見直しも行っていきたいと考えているところでございます。

○田中委員

ありがとうございます。

光市のほうでは換金率の高い物とかっていう物はないので、その辺は安心しているんですが、それで今までの取り組みの中でもこういったことがあってほしいなっていう、何て言いましょうか、産業の支援をしていくような、特産品が出ていくようになっていう流れも一つはありましたので、この辺は国の流れでもありますので、しっかり見ながら、光市の特産がまた出てくるようなお伝えもしながら、しっかり取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、もう1点が、今年度の移住定住の目玉の一つかなとも思っているんですが、結婚新生活支援事業の進捗についてお聞きしたいんですが、今年度、新しい新事業として始まって、今の進捗状況についてお聞かせいただけたらと思っております。

○岡村企画調整課長

結婚新生活支援事業でございますが、光市で新生活を始める夫婦の住宅諸費や賃貸、または引っ越しに要する費用を助成をしようという事業でございますけれども、6月1日に受け付けを開始いたしまして、これまでに3件について交付決定をしております。それぞれ上限額でございます24万円を交付いたしているところでございます。このほか、現在審査途中でございますけれども1件について申請を受けて審査を行っているところでございます。

○田中委員

それで、これ御案内を見ていると、平成28年度中の二人の所得の合計が340万円未満ということで御案内をしているんですが、これが、いわゆる言葉で見ると、非常に市民からしたらわかりにくいところがあって、所得っていうのが結局用語を調べてみると、

「年収から必要経費等を引いたもの」っていうことになるんですが、例えば新婚なのでお子様がいらっしゃらなくて、二人が婚姻をされて、奥様のほうが退職をされた家庭としたら、一体、年収としたら大体どのくらいの年収になるのか、およそでいいんですけど、教えていただけたら。

○岡村企画調整課長

奥様が退職されたということになれば、御主人の収入ベースで大体500万円ぐらいになろうかと思えます。

○田中委員

これ、年収が500万円未満でってなると、ほとんどの、まあ、ほとんどって言っちゃうと僕の想像でしかないんですけど、ほとんどの新婚者が対象になるような気もするんですが、そのあたり、やっぱりこの3件というお話もありましたけど、そのあたりはどのように捉えているのかお聞かせいただけたらと思えます。

○岡村企画調整課長

結婚の当初でございますので、必ずしも御主人だけではなくて、やはり共働きのお家もかなりいらっしゃろうかと思えます。そうした場合は、御夫婦それぞれの収入の合計で、年収ベースで500万円ということになろうかと思えますので、そのあたりなかなか状況を全体に把握しているわけではございませんので、的確ではない部分もあるかもしれませんが、やはり収入の要件のあたりは少しいろいろ状況があるのかなと思っております。

それから、要は周知のあたりも必要だということになってこようかと思えますけれども、このあたり6月10日号の広報にも載せておるんですけど、そのほか市内あるいは近隣の結婚式場でございますとか、婚姻に関係がありそうなところにも状況提供させていただいておりますし、先般より市民課の戸籍窓口のほうでもこういった制度について、どれぐらい把握されているかというアンケートともども、情報提供を、婚姻届けを出された方にさせていただいておりますので、そういった中で掘り起こしができればなと思っております。

○田中委員

わかりました。一つはこの所得っていうものがなかなかなじみがなくて市民にわかりにくいところがありますので、この辺をちょっと説明に加えていただく、用語説明みたいなものにはなるのかもしれませんが、そのあたりを伝えていただくとか、窓口でも伝えるときに丁寧に伝えていただけたらと思えます。

最後に、ちなみに聞いてみると、あと何件ぐらい、これは枠としては予算の範囲内ということなんですかありますか。

○岡村企画調整課長

予算全体では15件分の予算を確保しておりますので、それとの差し引きで11件程度になろうかと思えます。

○田中委員

わかりました。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 平成29年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○森重委員

平成30年以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要な予算が今国では確保されているということを今ちょっと見たんですけど、これについて、ざっとでいいんですけども、この制度っていうのはどういうものをちょっと教えていただければ。今後のこともありますので。

○田村市民部次長兼市民課長

国の公費の拡充ということで、平成30年度から1,700億円が追加で投入されるというふうに聞いております。その内訳でございますが、まず1点目が財政調整機能の強化、2点目が保険者努力支援制度で、それぞれ800億円というふうに聞いております。

お尋ねの保険者努力支援制度でございますが、医療費適正化への取り組みや国保固有の構造問題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮する観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し支援金が交付されることとなっております。

予算の規模でございます。先ほど申しました公費拡充の800億円に国の特別調整交付金から200億円を持ってきて合計1000億円、このうち都道府県に500億円、市町村に500億円ということになっております。

これをもらうためと言いますか、指標になるわけですけど、特定健診、特定保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、保険税の収納率、地域包括ケアの推進などが指標として挙げられております。

○森重委員

今、保険者機能の役割を問われる、それによって評価されれば、お金というか、何か知りませんが、そういうことがあるということですね。

今後、やはり県一本になりましても、この特定健診やまた糖尿病、いろいろそうい

うふうな各市町村で取り組むそのような保険者機能の役割というものは続いていくわけですので、これはまた決算のときにしっかりまたお聞きしたいと思います。

それともう1点ですけれども、第1回の山口県国民保険運営協議会の中で、1人当たりの保険料額の比較が出たように聞いておりますので、現行と改革後のこの試算に対して、光ではどうなるのかちょっとその辺も軽くお伝えいただければと思います。

○田村市民部次長兼市民課長

国保制度改革により新たに設置された山口県国民健康保険運営協議会が9月8日に公開により開催され、事業費納付金・標準保険料率の算定方法の素案や山口県国民健康保険運営方法の素案などが示されたところでございます。

この中で、平成29年度の1人当たりの保険料額の比較が示されております。これは一定の基準のもとに算定されたものでありますが、光市の現行、賦課時点の1人当たり保険料額が9万6,670円、改革後、今回の試算額でございまして、これが10万7,006円、1万336円の増額と試算されているところです。

○森重委員

この試算に、今後、市の持っている基金等いろんなものを調整して、最終的にいつぐらいに県から金額が出る予定かわかりますか。

○田村市民部次長兼市民課長

30年度数値について、県から示されるのが年明けというふうに聞いております。

○森重委員

それを受けてということになりますけれども、この金額、今のところ、これ、示されたものはまだ確定ではありませんけど、いずれにしても光市の場合はちょっとアップになるという認識になるのでしょうかというところですかね、御返答がわかりません。

わかりました。そういう運営協議会で試算が出たということで、今後これもまた注視してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望とさせていただきます。

○中本委員

島田のコミュニティセンターについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

このコミュニティセンターについては、らせん階段を上った上が会議室ということで、ちょっと、最近余りこのことについては質問しておりませんが、以前こういう質問をしたことがあります。コミュニティセンターの機能を十分果たすためには、安心安全なまちづくりを目指すためには、今の施設でいいのかどうか。

例えば、身障者あるいは高齢化社会になったときに、階段を上っていく、あるいは敬老会を含めてコミュニティの拠点施設であります。一向にその改善の余地がないということも、厳しい財政状況の中で難しいということはようわかってはおるんですが、以前地域づくり支援センターが国の施設を、提案があって、当時あそこに云々という話も

あったような、ないような。いずれにしても、そういうことについてどうされようとするか、あるいは今後どうしようとされているのか。ちょっと、難しいかもわかりませんが、お考えがあれば。

○縄田地域づくり推進課長

島田のコミュニティセンターの状況についてのお問い合わせがありましたけど、委員御承知のとおり、事務所や会議室等、全てが島田コミュニティセンターについては2階に位置しておりまして、高齢者の方にはかなり不便をおかけしているのかなというふうに思っております。

ただ、現状ではエレベーターの設置や1階に会議室等を整備するというバリアフリー化というのはなかなか難しいと考えております。そういったことから、現状としては、多くの高齢者が参加される行事等につきましては、小学校の体育館や地域づくり支援センターなど隣接の施設の御利用をお願いしているところでございます。

なお、施設の移設とか建てかえとかそういったことにつきましては、行政需要等に応じた公共施設の量・質などの適正化を進める公共施設マネジメントの中で検討していくことになると考えております。

○中本委員

おっしゃることはよくわかります。現状ではバリアフリー化は無理だということはいくわかりますが、じゃあ地域づくり支援センターに事務局を持つてくると、今の島田コミュニティセンターの事務をあちらに移行するということになれば、地域づくり支援センターを利用する、あるいはたくさんの方の集まりの行事をするときは学校の施設を使うとかいうような方法もありますので、お金がかけられないということになれば、どうしたら一番いい方法があるのか。

見やすいのは支援センターに今の事務局を持って行ってやればいい。全部やったらそれで全部解決する。そんなに難しいことじゃないと思うんですが、いかがでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

島田コミュニティセンターの地域づくり支援センターへの移転等を含めまして、先ほど申し上げましたとおり、公共施設マネジメントの中で、どんな方法が一番適切かというのも含めまして検討していきたいと考えております。

○中本委員

公共施設のマネジメントは、ちょっと私、視点がそっちでいくのか、じゃあ、今後建てかえて複合施設にしてやね、市民ホールを含めて今の支援センターも含めて一緒に複合施設で建てかえするとかいうようなことになるのか。

これ待ったら、もう、ここ5年、10年で解決できる問題かどうかということも考えるのならば、さっき言ったように一番簡単な方法、見やすい方法で、そこの地域が喜ば

れる方法を選択するのが今の現状を考えたときには一番いい方法じゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○縄田地域づくり推進課長

島田コミュニティセンターが地域づくり支援センターに移転するという方法が一番簡単ではなかろうかということですが、総合的な観点から、全てのコミュニティセンターについて、今後検討していきたいと考えております。

○中本委員

全てのコミュニティセンターを私は言っちゃるんじゃないし、島田のコミュニティセンターの現状をしっかり見たときに、一番いい方法は何があるんだと。そんなに難しく時間かけて考える必要は僕はないと。そのあたりが行政の悪いところであって、いいところかもわからん、逆にね。

ちょっと、いろんな声聞くんです。もうちょっとこれ地域に密着したいろんなそういう考え方も、ちゃんと解決できる方法で検討していくということをやってほしいなというふうに思いますが。しっかり前向きに検討していただくようお願いをして終わります。

○仲山委員

2つお尋ねしたいと思います。

1つ目は、地域おこし協力隊のことです。ことし募集をかけるというような話だったように思うんですけども、今現時点でどのあたりまで話が進んでいるかお伺いしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域おこし協力隊の進捗状況に関係することだと思いますけど、地域づくり推進課では、各地区で策定しますコミュニティプランの実現に向けた支援策として、国の地域おこし協力隊制度を活用することとしております。

なお、導入に際しては、まずマンパワー不足が懸念される中山間地域を対象に検討しております。30年度から1名ずつの採用を考えております。

現時点での進捗状況としましては、これまで市の関係部署と導入方針や隊員の雇用条件等について協議するとともに、中山間地域の役員等を対象に、制度の目的や導入に向けた条件整備等の事業説明会などを実施してきました。

今後は、これまで実施してきました調査や協議結果等に基づきまして、10月から11月をめどに導入地域の選定、世話人会の設置、任務の設定、地域紹介資料の作成等、隊員募集に向けた各種準備を進めていきたいと考えております。

○仲山委員

現時点ではまだ勤務地というか地域をまだ限定しているわけではないということですが

ね。あと30年から1名ずつ順次というふうなニュアンスで今お聞きしたように思うんですけど、1名で終わる、今回だけではなく、これから順次中山間地域を中心に、中山間地域に準ずるところも含めてかもしれませんけれども、配置を考えていくというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域おこし協力隊を導入して効果的なものとするためには、地域との調整が大変重要になってきます。そのことから、今後、対象地域と調整しながら、31年度以降についての導入について調査研究していきたいと考えております。

○仲山委員

ちょっと心配になるのが、今の時点で地域が決まっていないというような状態で、10月から11月にその地域が受け入れ態勢、仕事の内容、募集であるとか、いろんな条件を決めていくということですがけれども、それぞれの地域にある程度もう煮詰まったような状況があって、どこにしようかなというのならあれなんですけれども、もし、まだ地域も、そのコミュニティプランとの関係で今検討なさっているあたりが曖昧なままだと、場合によると今年募集をかけることは難しくなってくるんじゃないかっていうことをちょっと心配するんですけど、そのあたりに関してはどうでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

先ほど申し上げましたとおり、中山間地域を対象に、役員さん等と協議をしておりますので、10月から11月に向けての地域の選定というのは現時点では可能であると考えております。

○仲山委員

心配しすぎかもしれませんが、この準備段階が勝負だというようなことは、あちらこちらでも地域おこし協力隊導入して活用している地域の話で聞くことですので、十分に検討して進めていっていただきたいと思います。

東京のほうで行われたふるさと光の会にあわせてやった説明会のときに来られていた方っていうのも5名ほどいらっしゃるという話もあります。そういう方たちも候補かと思っておりますので、ちょっと頭の隅にでも置いて、そのときには声をかけるような形もいいかなとは思っておりますので、そのあたりも含めて工夫して進めていただければと思います。

もう1点ですが、協働推進事業というか、提案型協働事業についてです。

今から4年前ぐらいですか、元気なまち協働推進事業として協働事業推進ということでやってきて、ことしが最後に残った1事業が残っているという状態で、これをここで一旦一区切りということで、これまでのことを振り返って、仕切り直して、新たな制度設計で提案型協働事業ないしは協働事業の推進ということで取り組んでいくというお話だったように思うんですけど、現時点でどのような状態であるか伺いたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

協働事業提案制度の御質問でありますけど、協働事業提案制度とは、多様化・複雑化する地域課題や社会的課題を行政だけで対応することがなかなか難しくなっていることから、市民活動団体等と行政が協働して課題解決に向け、効果的・効率的な各種事業を実施していこうというものでありまして、本市では今年度中に市民活動団体等から事業の提案募集を行えるよう、現在準備を進めております。

○仲山委員

これも肝心なところとしては、この支援が終わった後も、事業が引き続き自立した状態で継続されていくということを想定してお話だったように、以前もお聞きしたと思うんですけども、そのあたりが鍵だと思いますので、ぜひともそのあたりを目を配ってというか進めていただければと思います。

あとは、あくまで単発のイベントみたいなものが比較的多かった、前のときには幾らかもう入っていたように思うんですけども、基本的なその課題解決に向かっていくような事業ということもやはり考えて共同事業を選んでいくというか、つくっていくように進める必要があると思いますので、そのあたりもよく考えて進めていただければと思います。ありがとうございました。

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思うのですが、先ほど島田のコミュニティセンターの切実なお話もありましたが、私のほうからは大和コミュニティセンターについてお尋ねしたいと思うのですが、今の複合型施設ができて、大和地区の方から夢と希望のあふれる施設ができるということで大きな期待としているんですが、今年度、大和コミュニティセンター活用ワークショップを開催するというお話もありましたが、そのあたりでスケジュールについてお知らせいただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

大和コミュニティセンター活用ワークショップについてのお尋ねでありますけど、このワークショップについては、建築工事着工後の開催を予定しておりまして、工事スケジュールと現場の動きに合わせた形での実施を考えております。

なお、開催時期につきましては、今年度は年末ごろから3月にかけて実施することを想定しておりまして、現在、地元関係者等と実施に向けた事前調整を行っている段階であります。

○田中委員

わかりました。今からということでお聞きしました。室積のコミュニティセンターのときもそうだったんですが、やっぱりああいう場に住民が集まって、いろんなお話をしながら未来を描くということが地域の活性化にもつながっていくと思いますので、やっぱりそういった場を生かして、これからも取り組んでいただけたらと思いますので、

引き続き私もちょっと見ながらいけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

もう1点が、新電力の導入の検討結果についてお聞きしたいと思うんですが、市民部のほうでは、主にはコミュニティセンターのほうになるかと思うんですが、検討経過についてお聞かせいただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

新電力導入についてのお尋ねでありますけど、地域づくり推進課が所管しております地域づくり支援センターと各地区のコミュニティセンターについてお答えいたします。

まず、地域づくり支援センターについては、本年3月に太陽光発電システムを整備し、今年度から本格稼働しておりますことから、新電力の導入を検討するために必要な電力使用実績が不明であり、現在、通年での状況等を調査している段階であります。

各地区コミュニティセンターにつきましては、施設の規模や建設年度等によって、電力供給形態が異なっておりますことから、現在、各コミュニティセンターの契約内容や使用状況等について整理している段階であります。

いずれにしても、新電力の導入につきましては、リスク等も含め総合的な観点から慎重に検討する必要があると考えており、引き続き調査研究を進めていきたいと考えております。

○田中委員

わかりました。いろいろな状況があるということは認識してはいるんですが、今までは1社しかなかったのが随意契約できていた部分があると思うんですが、基本的に地方自治法でも1社以上あるので入札を行っていかないといけないという部分があると思います。

それでまた一般質問のほうでもありました、下関のほうでも入札を行えば今契約している業者でも安くしてくるっていう部分もありますので、そのあたりは効果があるのが一番いいんですが、基本的には入札を行うという方向で進んでいただけたらと思いますので、引き続き、そのあたり調査研究をしていただいて、30年度に向けていい結果が出るように期待しておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○林委員

このたび、平成29年3月に第3次光市男女共同参画基本計画が作成され、「男女が共に活躍し一人ひとりの個性と能力が輝くゆたかなまちを目指して」ということで作成されております。

第3次ということで、平成19年に第1次、また平成25年に第2次計画が作成されております。この1次から第3次の計画におかれまして、お取り組みと言うんでしょうか、改善って言うんでしょうか、そういうことに、このたびは特にお力を入れていらっしゃるように伺いますが、その点お示しいただきたいと思います。

○大山人権推進課長

計画についてお答えいたします。基本的には、第2次計画は第1次計画を引き継ぎながら、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組みを推進してまいりました。

このたびの第3次計画についてでございますけれども、平成27年に女性活躍推進法が制定され、また、人口減少の局面をむかえた今日、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築するためには、これまでの取組みに、女性の活躍という視点を加えた男女共同参画社会の形成が重要であると考え、こうした流れを踏まえた上で、基本計画を作成したところでございます。

したがって、基本目標2と3におきまして、女性活躍推進法に基づく光市女性活躍推進計画として位置付けましたし、また、基本目標4におきまして、DV防止法に基づく光市DV対策基本計画として位置付けをしたところでございます。

○林委員

ありがとうございました。第1次から第3次の計画においてはいろいろと、平成27年に女性の活躍推進法等々織り込んで、第3次は改善されて、大きなものになったやにお聞きいたしました。

この光市の男女共同参画基本計画におかれましては、国や県等の動向を見据えて、光市もそれに沿った計画もあったやに中を見ますと伺えるわけでございますけれども、その動向はとても大切であり、やはりいろいろと努力をされて、こういうしっかりしたものができたように思います。

また、平成27年度の市民アンケート調査から見るといたしましては、18歳以上の市民から1,500人を無作為に抽出いたしまして、アンケートの調査をされております。これは平成23年度と27年度、2カ年にわたってここにお示しをいただいているわけでございますけれども、ここに女性別、男性別、また年齢別にお示しをいただいております。

私たちがいただいておりますこの冊子の中の83ページなんかにお示しをいただいておりますけれども、23年度より27年度のほうが、若干っていうんでしょうか、23年度は全体的に36.5%、27年度は45.1%の回収率であったということをお示しいただいておりますけれども、これはなかなか回収っていうのは難しい部分もございまして、ちょっとまだまだ男女共同参画っていうことに市民の方々、そしてこの10歳から70歳までの方々の心が動いていないのかなと思ってみたいと思いますけれども、これだけではちょっと図りしれないものがございまして、この大変な、このアンケート、いろいろな形でのお示しをいただいておりますけれども、大変な御努力もあったやに思います。

そこで回収率とか、そんないろんな状況はつぶさにアンケート調査、また中身を見ればわかりますけれども、73ページなんかには連携支援体制という構図がございまして、

その光市男女共同参画推進本部が、これは男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な取組みを推進するために設置した、これは市長を本部長として庁内組織をつくっていらっしゃるっていうこと、これつぶさにわかるわけでございますけれども、ここの総合調整部会とか庁内推進部会、DV対策部会等々がございまして、関係機関

等々、皆さんと各庁内での連携がとても重要になってくるのがこの構図で一番よくつぶさにわかるわけでございますけれども、この連携をとって庁内会議っていうんでしょうか、そういう連携をとった会議を今まで何度行われたか、その内容としてはどのように中では取組みがあって、どのようなことが結果として出ているか教えていただきたいと思います。

○大山人権推進課長

恐れ入ります、計画におきましては後でご覧いただければと思いますが、計画の94ページ、95ページにそこらあたりの会議の日程等記載してございます。28年度は本部会議を3回、総合調整部会を3回開きまして、特に市民アンケートや男女共同参画基本計画の策定について、いろいろ御審議をしていただきました。

また、庁内におきまして課題や問題が起きましたら、各関係所管と連絡を密に取り合いまして調整をしながら問題解決に当たっておりますし、人権推進課としましても各課題につきまして、年間定期的に全庁的な調査を行いながら男女共同参画の推進をしておりますところでございます。

○林委員

ありがとうございました。

特にこの冊子をつくるに当たっては、今までもたくさんのそういうお取り組みをいただいて、前に進められた結果がこういうふうなことになっているやに思いますけれど、今、各所管との連携をとって、重要な案件等々は話し合って、こういう計画をつくられたということでございますけれども、これを今後どのように、生かしていくというとおかしいんですけど、おかしいって言葉がちょっと足りませんが、その男女共同参画推進課だけでとどめていくのではなくて、今御説明いただきましたけれど、関係機関との連携ということで、山口県の男女共同参画センターとか参画課、光警察署、法務局、児童相談所、裁判所、市社協とか市民支援団体等々と一緒になってですね、また、このDV被害者の支援等々が一番難しい問題になっておりますけれども、これはいわゆる学校とか保育園、幼稚園、医療機関、社会福祉事務所等々もございまして、こういうのをしっかりとどこで一番お示しいただくか、またはそういうふうな対策をどういうふうに強化していくかっていうのを、もちろんDVとかっていうのはとても難しい問題で、デリケートな問題でございますけれども、それも男女共同参画推進係のほうでしっかりととどめていただいて、どういう状況であるというのはつぶさに所管でわかるような体制である、できるっていうことでよろしいんでしょうか。済みません、言い方がちょっと。

○大山人権推進課長

例えばDVに関しては福祉総務課が窓口になって対応しておりますが、DVの関係につきましても、私たち人権推進課の男女共同参画係と連携を密にして話をしてもおりますし、必要に応じて子ども家庭課とか教育委員会等も関係してまいりますので、関係所管等と連携して対処しておりますところでございます。

○林委員

第3次計画を策定後は、この今の皆さんと一緒にそういう推進会議を行われたんでしょうか。

○大山人権推進課長

DVの防止とかの連絡会議とかは、これからきちんとした形で設置をしてまいろうと考えておるところでございます。計画にもありますし、実施してまいりたいと思います。

○林委員

先ほど申しましたように、市長を本部長として庁内組織を立ち上げていくということでありましたので、すごく実り大きなものになると私は信じてやまないんですけど、この計画の一番最初に、市長のコメントをいただいているのには、「県や関係機関、関係団体、事業者の」、「事業者の」ということがとても私、強烈に目に入ったんですけど、皆様と連携を図りたいということで、実現に向けて取り組んで進めていきたいということがここにお示しいただいておりますので、しっかりと所管で、きょうはとりとめなく申しましたけれども、所管と色々な関係団体と機関と連携を取り合って、何かがあってでなく、何かがないときも連携をとり合って、密にさせていただきたいなと思っておりますので、これは要望でございます。どうもありがとうございました。

○森重委員

ごめんなさい、関連といいますか要望がちょっと重なりますんでちょっとお願いします。

今いろいろ林委員さんのほうから、男女共同参画の御質問されまして、確かに第3次、立派な計画をつくられていますけれども、現場としては、DV対策の基本計画等にも強化をされて掲げられているんですが、実際に今、課長さん言われたように、これ福祉なんですよね、窓口が。保護係で相談を受け付けるのかというふうな、正直なところそういう感覚がありますので、このあたりの相談窓口等云々のわかりやすものっていうのはとても大事なことじゃないかと思っておりますので、これは要望として、ぜひともつけ加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

じゃあ、ちょっと2点ほど。交通安全の件は、5年位前から通学路の安全安心ということでいろんな作業をやってきて、今、通学路を緑色というんですか、歩道の色分けなんかできてきて、とてもわかりやすくてええですね。

従前は何かそういう交通安全の標識とかいろんなものは警察がやるもんだと思って、そういう先入観が残っちゃったもんですから、今、市がやっているという話をこの間聞いてですね、大変効果があると思うんですが、今後どのような取組みをされようとしておるのか、ちょっと聞かせてもらっていいですか。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、現在ゾーン30ということで、三井と浅江地区2カ所についてそういった緑の表示等を実施し、安全対策をしているところでございます。

今後につきましては、そういった地域の要望をもとに、関係機関と協議をしながら推進していきたいと考えております。

○河村委員

光井もちょうど今警察署の裏側のところ、ずっと緑の線ができちよるんですいね。別にゾーン30とは聞かんかったんですが、30km規制がかかちよるね。裏道については、何かそういうふうに色分けをするほうが通るほうも通りやすいし、子供の安全にもつながるんで、できるだけその拡充をしてほしいなど。

特に生活道路の中で、そういった通学、通園道がもしあるとするならば、そういうところに積極的にそういう色分けをすることで安全意識が芽生えそうな気がするんで、関係機関と相談を当然しながら、積極的にそういうことをやっていくというような気持ちがあるのか、ないのかちょっと聞かせてください。

○小田生活安全課長

この場でお答えできませんが、今後関係部署等と協議しながら、この辺については検討させていただくということで御了承いただければと思います。

○河村委員

要望しちよきますけどね、効果があるということがわかれば積極的にやる必要があるんだと思うんです。こういうところでそういう確認をすると、後には引けないというか、積極的にやっていこうと、こういう気持ちになることが大事なんで、ぜひ前向きに取り組んでいただけたらと思います。

それから、ちょっと固定資産税のことでお尋ねをするんですが、ここんところですね、三井地区だけじゃないと思うんですが、いろんな建物を今壊して成長してということで、開発あるいは次の新しいものが建っていくんだろうと思う、ええことだろうと思うんですね。よく空き地なんかに梅の木を植えたり、あるいは畑にするようなケースもあるんですが、例えば100坪の土地じゃったら、どの程度やれば節税というか、そういうものになるんでしょうか。

○杉本税務課長

1筆1地目で、例えば宅地に建物とその他農地のように、1筆2地目以上ということでお答えします。原則としては1筆1目で地目を設定し評価を行います。総務省が示す固定資産評価基準は、全ての事例を網羅しているわけではなく、また、各自治体の特殊事情が反映できないため、市町村長による所要の補正を可能としているところです。

こうしたところから本市においては、土地の利用状況や現況及び市民の税負担を考慮する上で、納税者からの申し出があれば光市が独自に定めている土地評価取扱基準によ

り、一定の要件に基づき、1筆2地目以上の認定を行っております。

たとえば宅地で、100坪のうち、宅地が10坪、あとは農地ということであれば、当該地番の面積が原則おおむね500m²以上であることや、相違する地目がそれぞれ相当の規模であること、また、塀、垣根、ブロック、段差等により、そういう地目が明らかに区分できること、明らかに相違する地目のうち、小さい面積の土地が希少であるために、その地目での利用ができないようなものであることなどにつきましては、必要に応じて所有権者立ち合いのもとに地番、面積等を決定しています。

また、1筆2地目以上として評価を行う場合には、あわせて分筆登記をお願いしている次第でございます。

○河村委員

1筆1目でええんですけどね、ちゅうのは、私んところが100坪の中で建物なんてのは20坪ぐらいしかありゃせんじゃから、そんなことを言いよったらきりがないちゅうかね、1筆で家が建っちゃったら、そんなもん、みんな宅地に決まっちゃうんだよね。

そうじゃなくて、今たまたまではありますけど、その警察署のところのアパートが壊され、半分壊したじゃないですか、あんなときに、そこを例えば今駐車場になっていますからあれですが、農地やったとしたら課税はどうなるかなと思ったりしたんです。

○杉本税務課長

現地調査に行きまして、農業用設備の有無や全面にわたる畑の畝、耕作状況など、果樹や植樹の状態を確認して、必要に応じて職員が所有権者と確認を行い、協議の上で、評価をすることとなります。

○河村委員

ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 平成29年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：中倉消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○仲山委員

お尋ねいたします。電話交換室の件ですが、ダイヤルイン方式によって徐々に直接ダイヤルインされる方が増えているところだと思います。ホームページにも電話番号一覧表が加えられて、使いよくなってきたことだと思っております。

今後、電話交換室っていうのがこれだけ徐々に利用数が減ってくる中で、これから電話交換についてはどのようにしていくっていう予定があるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○讚井総務課長

ダイヤルイン方式の導入に伴って交換業務をどのようにしていくかという御質問をいただきました。

ダイヤルイン方式を導入致しまして、代表番号への着信件数、約4割に減少しているところであります。現在の電話交換業務につきましては、直近の8月で代表電話への1日の着信件数が平均186件となっておりますが、月曜日は230件から291件であること、午前中が多いことなど、曜日や時間帯によって集中傾向があります。当面、今年度については現行の体制を維持することとしております。

したがいまして、引き続きダイヤルインのPRを行いながら、代表電話への着信件数の状況等を踏まえ、業務委託からの移行について検討をしていきたいと考えております。

○仲山委員

状況、ありがとうございます、大体理解できます。当面は現状維持ということしていくことですのでけれども、イメージとして、よその様子なんかを見ていると、受付のところに電話があって、そこで対応しているような市役所なんかも見受けたりしますが、ああいったような形になっていくことをイメージしていらっしゃるのでしょうか。

○讚井総務課長

先行している近隣の同規模の市では、1日80件から100件の着信と聞いており、事務量も踏まえつつ、そのあたりについてはこれから検討をしてみたいと考えます。

○仲山委員

大体80件から100件ぐらいになってきたら、段々に落ち着いてくるというような感じですね。その状態で一番掛けてこられる市民の方にも不便がなく、コストもかからない方法を模索して行って行かれることと思います。僕が考えている以上にいい手があればもっといいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中本委員

本庁舎の耐震化について6月委員会で質疑をいたしました。その後の経過についてお知らせをいただきたいと思えます。

○讚井総務課長

本市では本年度、本庁舎の耐震化に向けた今後のあり方を検討するための調査研究事業に取り組んでいるところであります。

取り組みの1点目として、市役所本庁舎の耐震化についての調査業務については、現庁舎において耐震や免震などの耐震改修が可能なのかと、また、その費用はどの程度なのか。さらには現在地において建てかえた場合の規模やおおむねの経費について算出をすることとしています。

委託業者は耐震診断を行っている株式会社巽設計コンサルタントに業務委託をしており、現在、建設部の建築住宅課と連携し、調査業務の詳細について指示を行っているところでございます。

現時点においては、御報告できるものはございませんが、今後のあり方の判断材料として、技術的裏づけのある基礎資料の取りまとめに取り組んでまいりたいと考えます。

取組みの2点目として、現在の現庁舎の構造の特殊性を踏まえ、類似構造の庁舎における耐震改修について、埼玉県朝霞市、神奈川県秦野市、千葉県木更津市の関東地方の3自治体に総務課職員2名を派遣し、視察を行ったところであります。

埼玉県朝霞市は、本市庁舎との類似点として中庭や1階にピロティがございます。耐震工法としては、本館部分を免震工法、議場を耐震工法と工法を分け、経済性に配慮した提案を採用して実施をされておられました。

神奈川県秦野市は、本庁舎との類似点としては、本市とほぼ同時期の建築年次であること、外観や建物が口の字状になっていることが挙げられます。耐震工法は鉄骨ブレース補強及び補強壁を採用されておられました。

千葉県木更津市は、本庁舎との類似点はございませんが、PFI方式による新庁舎の建設について視察をさせていただきました。

今回の先進地視察においては、耐震や免震の工法だけでなく、今まさに耐震改修工事を実施しておられる現場も視察することができ、工事期間中の来庁者や執務環境への影

響など、担当の方から直接お話を伺うことができましたので、今後の取り組みの参考としたいと考えております。

○中本委員

現状ではコンサル等に任せてということでありました。職員の研修ということで3つの施設を見たという報告がありました。この施設を見て、まあ、同じような施設、同じような規模かというふうに思います。

したがって、今研修に行ってみられたそういう手法、工法をどこで今のコンサルに任せた業者との意見交換なり、どこでするのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○讚井総務課長

視察において持ち帰った資料等がございますので、技術的なこと等を、まずは内部でそのあたりを検討していきたいと考えております。

○中本委員

内部で検討するということは、当然やらなければいけないというふうに思っております。コンサルの委託した中身がいつごろ出来上がるのか。スケジュール的にもう9月ですので、ぼちぼち本格的に取り組んでやらないと、結果的にその整理した中身がどうだった、あるいは財源についても検討する必要があると、耐震化するのかあるいは建てかえをするのか、そのあたりの見極めはある程度財源の見通し含めて検討しなければならないというふうに思っております。今後のスケジュールあたりをちょっとお聞きしましょう。

○讚井総務課長

スケジュールの件につきましては、6月議会においてもお答えしたとおり、とりあえず今年度いっぱい委託業務契約となっております。慎重にそのあたり、工法について、予算的なものについてどうするかというのを見極めた上で、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○中本委員

今年度中ということですので、29年度中ということであろうと思っております。できるだけ早く、早急に方向性を出すとかということも含めて検討しなければならない大きな課題だというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

それからもう1点、ちょっと関連質問は避けなければいけません、本庁舎のダイヤルイン化に向けたということで、広報等で、あるいはダイヤル方式の導入の所管の個々の電話含めて、広報に入っちゃったんですかね、そういうものを配って、各家庭にこういうのが行っております。非常にわかりやすい資料かなというふうに思っております。ネットではよりわかりやすく、今までの0833-72-1400番が回っているのが、ずっと私は

頭に入っておりますので、自然にもう1400に電話してしまうという状況が根付いております。市民もそうかなと。

確かに、直接の電話で所管とすぐに話せますので、非常に便利になりました。また、改めて電話いただいても所管の電話番号出ますので、非常に確認しやすいということが非常にいいというふうに思っておりますので、できるだけ早く周知徹底しながら、今年度末で交換はもう終わるのか、あるいは引き続き今の交換をもう少し時間をかけて置いておくのか、そのあたりはどうなんですか。

○讚井総務課長

先ほど先行委員に対してのお答えと同じになるかもわからないんですが、現段階において、まだ着信件数が1日平均186件あるということで、先進というか近隣の同規模の市と比べても、まだかなり多い状況にあるということから、できるだけPRのほうをしっかりと、この着信件数が減っていくように努力していきたいと思っております、その件数を見て最終的に判断をするということになりますので、今年度はこのままの体制でいくということをございます。

○中本委員

今年度は、当然年度末までは今の状況のままいくというふうに思っております。その後なんですけど、やっぱりサービス面が怠っちゃいけませんので、早目に継続するのか、あるいは今の状況で交換をやめるのかということも含めて検討する必要があると思えますが、当面、ちょっと1年ぐらいは置く必要があるのかなというふうに思っておりますので、その辺の見きわめも含めてよろしくお願いをいたします。

以上です。

○林委員

Jアラートの訓練についてお伺いをしたいと思っております。

弾道ミサイルが中国・四国地方の上空を通過するのではないかとマスコミが大きく報じる中、本市では8月18日の金曜日に、防災行政無線を活用したJアラートの放送訓練を行われましたけれど、この訓練では何か不都合はなかったのでしょうか。

また、市民の方から何かお問い合わせというんでしょうか、反応がおありだったかどうかお尋ねをいたします。

○呉橋防災危機管理課長

今回行いましたJアラートの情報伝達訓練ではありますが、中国・四国の上空を弾道ミサイルが通過した際の情報伝達、これに万全を期すため、機器の点検等を目的として行われたものでありまして、訓練は8月18日金曜日に、中国・四国9県、202の市町村が参加して行われたところであります。

本市においては機器に不具合はありませんで、Jアラートからの情報を正確に受信をいたしまして、自動的に防災行政無線からの情報伝達、そしてメール配信が確実に行わ

れたというところでございます。

また、この訓練に対する市民の皆さんの反応なんですが、放送の内容及び弾道ミサイルが発射された場合の行動について、問い合わせが2件ほどありました。それぞれの問い合わせに対しまして説明をして理解をいただいたというところでございます。

○林委員

ありがとうございました。

また、先般、テレビとか新聞等々で皆さんも御承知のように、私たちもとても大変な脅威と不安を感じた8月29日と9月15日に弾道ミサイルと思われる飛翔体が北海道上空を通過したわけですが、その際、いくつかの自治体で情報の伝達の不具合があったと聞いておりますけれど、光市では同様な状況が起こらないよう対応していらっしゃると思いますけれど、停電中とかそういうときの状況によっては放送できない可能性もあるやに思ったり、私は危惧しているわけですが、状況としてはどのようなことでございましょう、お尋ねします。

○呉橋防災危機管理課長

このJアラートなんですが、8月29日及び9月15日の早朝に飛翔体が北海道上空を通過した際なんですが、この時は12の道県の自治体にJアラートによる緊急情報が伝達をされております。8月29日、また9月15日でも幾つかの市町等で不具合が生じたとの情報もございます。

本市のJアラートの機器につきましては24時間常時稼働しておりまして、定期的にエラーチェックが行われており、異常があれば表示されるという仕組みになっております。それを職員が日常的に監視しておるといところです。また、機器にエラーが発生した場合には、本市だけではなく国にも自動的に情報が報告されるシステムになっております。

また、停電中でも防災行政無線は鳴るのかという御質問がありましたが、これは停電中でも発電機やバッテリーの稼働によりまして、防災行政無線の放送は中断しないという仕組みになっているところでございます。

○林委員

安心いたしました。今回の弾道ミサイルと思われる飛翔体が北海道上空を通過した際には、山口県にはJアラートによる情報伝達がなかったが、そのあたりのルールは何かおありだったのでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

今回、北海道の沖に弾道ミサイルが着弾したときに、北海道など12道県にJアラートが鳴ったが、山口県には鳴らなかったということなんですが、Jアラートによる緊急情報の伝達区域につきましては国において判断することとなりますが、原則として、飛来に必要な区域に幅広く行うこととなっております。

山口県はもとより、中国・九州・四国地方に飛来した場合には、本市にJアラートによる緊急情報の伝達があるという仕組みになっております。ただし、これは原則でありまして、ミサイルの飛翔状況とかによって変更があるということを確認をしておるところであります。

○林委員

ありがとうございました。とても不安に思ったわけでございまして、今もいろんな形で、いつもそういう弾道ミサイルがいつどういう形であつてというのが不安でいっぱいですが、そう言いながら、一番最初に中国・四国の上空をとということがありましたものですから、私たちもそういう危険な情報をしっかりと共有しておかなきゃいけないかと思って、質問をさせていただきました。

そうしたら、先ほど停電中でもバッテリーがあり、エラーのチェックも職員が監視しているってということでございますので、これは日曜祭日、職員がいらっしゃらなくても、こういうことはしっかりと取り組んでいただいているということによろしいのでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

このチェックにつきましては機器そのものが自動的にチェックできるような仕組みになっておりますので、異常が発生した場合には、先ほど申し上げましたように、我々だけではなくて国にも報告されるシステムになっておりますので、私の口からは今大丈夫ですと答えをさせていただきます。

○林委員

そうですね、先ほど御説明いただいたところでございました、済みません、ありがとうございました。

最後に、訓練放送において不具合がなかったことに安心していただいておりますが、また、停電でも伝達ができるってことを今確かめることができ、さらに安心した次第でございますけれど、今後も機器にふぐあいを生じないように日々監視を続けて、万が一、不測の事態が生じた際には速やかに情報伝達ができるようお願いしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○河村委員

ちょっと関連するかもわかりませんが、通常の防災無線で、今現行でどの程度その周知が図られると思っておられます。メールサービスも含めてでええんですが、市内の当然電波が届く、届かないというところも含め、あるいは、私のところはすぐそこで100mぐらいしか離れていませんが、なかなか情報がキャッチできません。

最近はまだ家が防音といいますか、密になっておりますので、聞こえないケースもたくさんあるかと思うんですが、そのような訓練というか、どの程度Jアラートが鳴ったときに確認をする必要があるのかどうか。

○呉橋防災危機管理課長

この防災情勢無線については、風の状況であるとか、室内の状況であるとか、騒音の状況であるとか、いろんな状況によって聞こえにくいという話は聞かせてもらっております。本来であれば、一つの情報手段で全ての人に正しく情報が伝わるのが一番いいのかもしれませんが、現実にはなかなかそうになっていないということを6月議会でも申し上げました。これにつきましては、メール配信サービスであるとか防災伝言ダイヤルであるとか、そういうことで確認をしていただいて、わからなかった情報を補完していただけたらと思います。

また、どの程度わかっているかなということなんですが、申し訳ないんですが、統計数値をとっておりませんので、お答えすることはかないません。

○河村委員

できれば、こういう訓練のときに、そういう逆算といいますか、することが一つの次の手段に通じるものだと思いますので、ぜひ、そういうときに調べていただけたらと思います。

それから、危機管理と入札にも関するんですが、今、自主防災組織がほぼ96%近く、市内全域にいておるんですが、これ単なる住民側の連絡網というふうに捉えてもらったらと思うんですね。で、大型機械を初めとする、建設業者といわれる人たちが持っておるわけですが、そういうものの利活用をどういうふうに想定をしておられるのか。

私は前、今入札の中で指名競争入札等をやられておる。どうも聞いてみると10年前とほとんど変わっていない状況だというふうに聞きましたので、それであるならば、やはり建設業協会のようなものを有効な手段、もともとその災害防止協定等を結んでおりましたので、そういったものを育成することは行政の務めだということふうにも考えておりますので、そういった大型重機等についての利活用はどのように御検討かお知らせください。

○呉橋防災危機管理課長

災害が起こった場合には、外部の協力というのが必要不可欠になっております。そういうことで、重機にかかわらず、さまざまな物資、資機材について災害協定等を結びながら、外部の応援を求めているところです。

○河村委員

言わんとすることはわかるんだけど、現実的に、どのぐらいを捕まえちよるといって、利活用できる体制をとっておると、その辺は。

○呉橋防災危機管理課長

民間業者からの重機等の利活用につきましては、大和の建設業組合と現在協定を結んで、災害発生時には利用といいますか、協力を得られるように対応しておるところです。

○河村委員

わかったよ、それ以上は聞かんからね。要はやろうと思うたときに、どこに何があるかというのが問題になるんで、そういうことも含めた、やっぱり対応策。モータープールがどういう状況にあるのかとか含めて、そんなことをぜひやってもらいたいと思いますし、ちょっと入札のこの件についても御答弁いただきたいんですが、従前、12月か3月にお話したと思うんですが、今、現状はそういう建設業協会もなくなった、組合もなくなったとこういう状況の中で、単に指名競争入札とか入札そのものは安けりゃええというその発想でやっておられるのか。

やっぱり、そういう業界の育成というのは市にとっては大事な話なんで、そういうものをどういうふうに捉えておられるのか、ちょっとお話をいただいていたいいですか。

○中尾入札監理課長

それでは、建設業組合のことにつきましてどう考えているかという御質問でございますが、入札監理課としまして、建設業組合のような事業所の組織化につきましては、災害時の緊急時においては大変重要であると考えております。

しかしながら、事業所の組織化について進めるということでありましたら、入札監理課は公共工事の入札を取り扱う部署であり、入札の公平・公正を一番に推進しなければならない部署でございますことから、談合防止の観点からも、入札監理課が推進役となって事業所に働きかけるということは難しいと考えております。

業者の組織化につきましては、業者から自主的に立ち上げていただければと思っております。御理解いただきますようお願いをいたします。

○河村委員

まあ、そういった中で、山口県では今の、要は業者の持ち点といいますか、そういったボランティアを含めた協力体制を敷くことを点数化して、例えば、同じ入札金額であった場合には点数の高いほうが入札できるとか、何かそういうふうな特典を個別にやるのが今可能だし、それが有効なんですよ。

そういうことをやれるのは、当然、建設部がやるのは当たり前話なんですけど、私はそういう委員会じゃありませんから、要は入札監理をするところでも、そういった振り分けができる。単に安けりゃええという入札をやるんじゃないとおっしゃるとおりなんですけど、そうじゃない、総合評価で、災害にぶつかるという観点をどこかで持っていたかんと、うまく、万が一のときの対応ができんということですから、ぜひ御検討を。4月から来ちゃったんじゃないから、もう1回できますよ。この件を検討してくださいね、お願いいたします。

○森重副市長

今、ちょうど河村委員さんから総合評価に関するお話がございましたので、誤解のないようお願いをさせていただきたいと存じますけれども、本市におきましても、先ほど河村委員さんから御指摘のありました地域貢献であったり、地域ボランティアであっ

たりというようなことにつきましては、総合評価の中では実施をしているとうことは委員さんも恐らく御存じのことだとは思いますが、それに加えて先ほど来から御提言のありました、これまで光市にはありましたけれども今なくなっております業界の団体等々を活用した地域貢献、地域ボランティア、ひいては災害対応するというような取り組みについて検討してはどうなのかというような御提言でもありますので、このあたり入札監理課長のほうからはなかなか、先ほど答弁をさせたように、いろんなことがございますので難しいのではありますが、今後、やはりこのあたりについては十分に検討していかなければならない重要な課題だと認識しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○河村委員

それでは、消防のほうにいきます。

従前ちゅうか、昔は消火訓練等やるときには消火栓を何年かに一回は使わんにゃいけんというような認識があったと思うんですが、当然、使えば濁り水が出るということで最近では避ける傾向があるんですね。消火栓を使うことそのものを避ける傾向があるんで、どうなんですかね、認識が変わって、もう使うちゃいけんというふうになったんでしょうか。それとも、何年かに一回は必ず使わんにゃいけん、こういう思いなのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのと、大型水槽、100トン水槽というのが市内、何カ所かあるかと思えます。

そういったものを使っての消防訓練、消火訓練というものは、今結構それぞれの地域で消火訓練、防災訓練、すごい熱心に取り組んでいただいておりますので、せっかくあの分団というのがありますので、こういった方々が模範演技といいますか、そういったものをしていただくと、非常に安心感を植えつけられるんですね。

私が普段訓練を見たりする中で、結構地域でやればなれ合いになったりするんで、笑いながらやったり、だらだらやったりするようなケースがあるんで、決して消防とかいう場面では望ましいことではないと、こう思っておりますので、そういう消火栓の問題と今の大型水槽について、ちょっと御意見があれば聞かせていただいたらと思えます。

○中倉消防担当課長

まず、消火栓についてでございます。消火栓については、定期的に点検を実施しております。その中で、しっかり水が出るかということで、開閉弁をじわり、ゆっくり出すようにして、ちゃんと作動することは確認しております。委員御紹介のように、やはり一気に開閉弁を開きますと、先ほど言われましたとおり水の濁りが発生してまいるところでもあります。

それから100トンの防火水槽の件でございますが、市内に6カ所ほどございます。それから消防本部にも40トンの防火水槽を配備しております、消防団の方もそこで訓練ができるようにしているところでございます。

○河村委員

わかりましたが、大型水槽については使って訓練やっているところを余り見たことがありません。だから、見せることが大事な、訓練はね。だから、きびきびとした訓練を見せることが大事なんで、5年に1回でも別に構いませんので、そういったことをやっていただいたらと思います。要望しておきますので、よろしく願いいたします。

最後は電気自動車についてちょっとお尋ねを。ヨーロッパでも今度、全面的に電気自動車に切りかえるということで、恐らく有効な手段ということはよくわかったんですが、今、中央の庁舎の中に3台ですか、電気自動車を配置をされておりますが、どの程度の利活用があるのか、大体年にどの程度の走行距離があるのか。

当初のあれですから、1回出ていったら何kmというような制限が当然出ているわけですが、あるからには最大限利用できるような体制が望ましいと思うんですが、ちょっと電気自動車について、今所管をしているものだけでも結構ですから教えていただけますか。

○讚井総務課長

電気自動車につきまして、総務課が管理している2台についてお答えしたいと思います。まず定送便の業務に活用しております軽自動車でございますが、平成25年11月から平成30年10月までの5年間、リース方式で導入しております。走行距離は年間約1万5,000kmから1万7,000km程度、1日当たり約70kmの走行となっております。満充電からの走行可能距離は、カタログ値ではありますが150kmとなっております。

次に、普通貨物自動車でございますが、平成28年2月から平成31年2月までの3年間、無償貸与により導入しております。走行距離は年間3,000km強で、1日当たり10kmから20kmとなっております。満充電からの走行距離は、これもカタログ値ではありますが190kmとなっております。

○河村委員

大きい方の車が年間3,000km、1日が10kmから、しかも一充電で190km走れるということでええんだと思うんですが、もうちょっとあれじゃないですか、動きようはあるんじゃないですか。当然、利用毎、あるいは使用の用途によって随分違ってくるんだと思いますが、積極的にぜひ活用いただいて、電気自動車って最初のころは結構高かったんで、そういう意味じゃ、高い分ほどしっかり利用して、市民にもこういうこともやりよるといふ周知を図るといふ意味合いでも結構大事なことだと思いますので、軽四のほうは1日70km走っておれば、まあまあ、そこそこといふことじゃありますが、利用するのに集中管理ですから、そこへ順番に回るような手配ちゅうのは、誰か采配を振るう人がいれば簡単にできることだと思いますので、ぜひそういう利活用を図っていただいたらと思います。